

# 飯南町 人權施策推進 基本方針

令和 3 年 3 月

飯 南 町





# 目次

## 第1章 総論

|               |   |
|---------------|---|
| I. 基本方針策定の趣旨  | 1 |
| II. 基本方針策定の背景 | 2 |
| 1. 国際的な潮流     | 2 |
| 2. 国の取組       | 2 |
| 3. 島根県の取組     | 3 |
| 4. 飯南町の取組     | 3 |
| III. 基本理念     | 5 |
| 1. 基本的な考え     | 5 |
| 2. 基本方針の性格    | 5 |

## 第2章 各論

|                        |    |
|------------------------|----|
| I. あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進 | 10 |
| 1. 人権教育                | 10 |
| (1) 学校教育等における人権教育の推進   | 10 |
| (2) 社会教育における人権教育の推進    | 11 |
| 2. 人権啓発                | 12 |
| (1) 企業等における人権啓発の推進     | 12 |
| (2) 地域社会における人権啓発の推進    | 12 |
| 3. 特定職業従事者に対する人権教育の推進  | 12 |
| II. 各人権課題に対する取組        | 14 |
| 1. 女性                  | 14 |
| 2. 子ども                 | 17 |
| 3. 高齢者                 | 20 |
| 4. 障がいのある人             | 23 |
| 5. 同和問題                | 27 |
| 6. 外国人                 | 32 |
| 7. 患者及び感染者等            | 35 |
| 8. 犯罪被害者等              | 38 |
| 9. 刑を終えて出所した人々等        | 40 |
| 10. 性的指向、性自認等 (LGBT 等) | 42 |
| 11. インターネットによる人権侵害     | 45 |
| 12. 様々な人権課題            | 47 |

|                    |    |
|--------------------|----|
| Ⅲ. 施策の推進           | 52 |
| 1. 推進体制とフォローアップ    | 52 |
| 2. 国や県との連携・協力      | 52 |
| 3. 民間との協働の推進       | 52 |
| 4. 基本方針の見直し        | 52 |
| 飯南町人権施策推進基本方針の施策体系 | 53 |

## 資料

|                      |    |
|----------------------|----|
| ○人権関係年表              | 56 |
| ○世界人権宣言              | 58 |
| ○日本国憲法（抄）            | 61 |
| ○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 | 63 |
| ○飯南町人権施策推進基本方針策定委員   | 64 |

## I。基本方針策定の趣旨

本町では、「一人一人の人権が尊重される社会の実現」を目指し、「飯南町人権施策基本方針（以下「基本方針」という。）」を 2008（平成 20）年に策定し、様々な人権問題の現状と課題を明らかにするとともに、町の施策の基本的方向を示し、住民の人権意識の向上と人権施策の総合的かつ効果的な推進に努めてきました。

しかし、最近の人権に関する社会情勢を見ると、学校でのいじめ、女性・子ども・高齢者・障がいのある人に対する暴行・虐待、さらに特定の民族や国籍の人を排斥しようとするヘイトスピーチデモ、インターネットによる人権侵害情報の拡散など、様々な人権被害が全国的に発生し、大きな社会問題となっています。

また、多様な性的指向（\*1）、性自認（\*2）の受容、災害時における障がいのある人・高齢者等への配慮など、新たな分野の課題も顕在化しています。

このため、今後とも様々な人権問題の解決に向け、人権教育・啓発のより積極的な取組が求められている状況にあります。

今回の改定は、これまでの基本方針の理念を引き継ぐとともに、2008（平成 20）年の「基本方針」制定後の法令・計画などの動きや新たな課題に対応するために行いました。

なお、基本方針の改定にあたっては、2018（平成 30）年に実施した「飯南町人権問題住民意識調査」の結果を受けて「飯南町人権施策推進基本方針策定委員会」における協議・審議を行い、幅広い意見を集約して策定しました。

\*1 性的指向

人との恋愛・性愛の対象がどのような性別に向いているかを示す概念のこと。

\*2 性自認

自分の性別をどのように認識しているかを示す概念のこと。「心の性」ともいう。

## Ⅱ. 基本方針策定の背景

### 1. 国際的な潮流

国際連合（以下「国連」という。）は、1948（昭和23）年に「世界人権宣言」を採択しました。国連は、その後世界人権宣言を実効あるものにするため、「国際人権規約」の採択をはじめ、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（以下「人種差別撤廃条約」という。）」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」、「児童の権利に関する条約」、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」など、多くの人権に関する条約を採択しました。また、「国際人権年」、「国際婦人年」、「国際障害者年」など、重要なテーマごとに国際年を定め、「国連婦人の10年」、「国連障害者の10年」などの国際の10年の活動にも取り組んできました。

しかしながら、東西対立の冷戦構造の崩壊とともに、世界各地で地域紛争や民族紛争が起こり、これに伴う顕著な人権侵害や難民の発生など、深刻な問題が表面化しました。こうした中、人類は「平和のないところに人権は存在し得ず、人権のないところに平和は存在し得ない。人権尊重が平和の基礎である。」という教訓を得、国際社会全体で人権問題の解決に向けて取り組む機運が高まってきました。

そして1994（平成6）年の国連総会では1995（平成7）年から10年間を「人権教育のための国連10年」とすることを決議し、各国政府に対して国内行動計画を定めることを求めました。

さらに、2004（平成16）年の国連総会において、人権教育がすべての国で取り組まれるように「人権教育のための国連10年行動計画」の後継の取組として、「人権教育のための世界計画」を2005（平成17）年から開始することを採択しました。その第1フェーズ行動計画（2005年～2009年）については、「初等・中等教育における人権教育」の推進に重点をおいた取組が、また、第2フェーズ行動計画（2010年～2014年）においては、「高等教育並びに教育者、公務員等のための人権教育」に焦点をあてた取組が行われました。また、2014（平成26）年には、「メディアと報道関係者に焦点をあてるとともに、初等・中等・高等教育などにおける、これまでの人権教育の取組を一層強化する」などとした第3フェーズ行動計画（2015年～2019年）が採択されました。

### 2. 国の取組

国は国連の「人権教育のための国連10年」決議を受けて、1997（平成9）年に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（以下「国内行動計画」という。）を策定しました。この「国内行動計画」は、人権教育の積極的推進を図り、もって一人一人の人権が尊重される、真に豊かでゆとりのある人権国家の実現を期するものであり、地方公共団体に対して、「『国内行動計画』の趣旨に沿った様々な取組を展開することを期待する」としました。

一方、1996（平成8）年の地域改善対策協議会の意見具申を受けて、人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、人権擁護推進審議会の設置等を内容とした「人権擁護施策推進法」が1997（平成9）年に施行されました。この法律に基づく審議会

は1999（平成11）年に、今後の人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策について答申し、その中で、地方公共団体の役割についても述べられています。都道府県は国と連携を図り、啓発についての企画・立案とその実施とともに、市町村を先導する事業や市町村に対し助言・情報提供等を行い、その取組を支援する役割が求められました。

各人権課題に関係した法整備も進んでおり、1999（平成11）年「男女共同参画社会基本法」、2000（平成12）年「児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）」、2005（平成17）年「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）」、2013（平成25）年、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下「子どもの貧困対策法」という。）」、2013（平成25）年「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」、2016（平成28）年「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）」、2016（平成28）年「部落差別の解消の推進に関する法律（以下「部落差別解消推進法」という。）」などが制定され、21世紀を人権の世紀にふさわしいものとするための様々な取組が積極的に進められています。

また、2006（平成18）年に改正された新たな「教育基本法」においては、生涯学習の理念に基づいた学校・家庭・地域等の連携に裏付けられた様々な分野における人権教育の取組が求められています。

### 3. 島根県の取組

県は、1998（平成10）年に、人権施策の総合的、効果的な推進を図るため庁内に「島根県人権施策推進会議」を設置しました。また、1999（平成11）年には、「人権問題に関する県民意識調査」を実施するとともに、人権施策の推進に関する基本的方向や施策のあり方について幅広く県民の意見を求めるため、有識者で組織する「島根県人権施策推進協議会」を設置しました。

そして、2000（平成12）年に、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するための指針となる「島根県人権施策推進基本方針」を策定し、人権尊重の基本理念を基礎に据えた様々な施策を展開しています。

また、2003（平成15）年に「島根県人権啓発推進センター」を県庁内に、2006（平成18）年に西部人権啓発推進センターを県浜田合同庁舎内に設置し、人権情報の収集・提供、啓発・研修、指導者養成、人権問題に関する調査・研究などを一元的に行っています。

### 4. 飯南町の取組

町では、2006（平成18）年に町の総合的・計画的なまちづくりを進めるための基本的な指針となる、「小さな<sup>ま</sup>田舎からの『生命地域』宣言」を基本理念とした「飯南町第1次総合振興計画」（2016（平成28）年より「飯南町第2次総合振興計画」）を飯南町の最上位計画として策定し、まちづくりを進めています。

また、2005（平成17）年10月に基本的人権の尊重を基調として、同和問題をはじめとした差別の解消のために人権・同和教育を積極的に推進し、民主的な社会の実現と明るく住みよい、

心豊かなまちづくりを目指すことを目的として、「飯南町人権・同和教育推進協議会」を設立しました。

さらに、2006（平成 18）年に「飯南町男女共同参画」（2017（平成 29）年改定）、「飯南町老人福祉計画」、2012（平成 24）年に「飯南町障がい者福祉計画」（2018（平成 30）年改定）、2015（平成 27）年に「飯南町子ども・子育て支援事業計画」（2020（令和 2）年改定）、2018（平成 30）年に「雲南地域第 7 期介護保険事業計画」を策定し、すべての住民の人権が尊重された社会の実現に向けた施策を展開しています。

しかしながら、同和問題をはじめとする個別の人権問題に対して、国や県、関係機関・団体等と連携しながら、その解決に取り組んでいますが、依然として多くの課題が残っています。

そこで、平成 19 年度に策定したこれまでの「基本方針」の理念を引き継ぐとともに、平成 30 年度において実施した「飯南町人権問題住民意識調査」の結果や「基本方針」策定後の法令・計画などの動きや新たな課題に対応するために、今回「基本方針」を一部改定することとしました。

## Ⅲ. 基本理念

### 1. 基本的な考え

人権とは、すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利であり、また、人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利であります。

すべての人は人間として同じ権利を有しており、個性や価値観等の違いを認め合うことが必要です。当然、自分の権利だけでなく、他人の人権についても理解すること、また、権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を互いに尊重し合うことが大切です。

この人権の概念を基にし、「すべての住民の人権が尊重される差別のない明るく住みよいまちの実現」を理念とするものです。

このため、人権教育・啓発の実施主体となる町は、重点的に取り組むべき課題を「重点課題」として明らかにするとともに、特に行政に携わる職員一人一人の人権意識の高揚を図るなど、人権を基本に据えた町政を推進していきます。

さらに、住民が互いの個性や人権を尊重しながら、共に生きる共生社会の実現にあたっては、学校・家庭・地域などあらゆる場において人権教育・啓発が行われるよう、関係機関・団体等と協力・連携を深め、人権が尊重される地域社会の実現を目指し総合的な取組を推進します。

なお、人権尊重の社会は住民一人一人の努力によって築き上げられるものです。そのためには、住民自らが人権問題を自分自身の問題としてとらえ、人権尊重社会確立の担い手であることを認識し、人権尊重に向けた主体的な取組を期待するものです。

### 2. 基本方針の性格

この「基本方針」は、国の「国内行動計画」、「人権擁護推進審議会答申」及び「島根県人権施策推進基本方針」の趣旨を踏まえるとともに、町が取り組むべき人権教育・啓発の基本的方向を示し、その施策を推進するための行動計画となるものです。

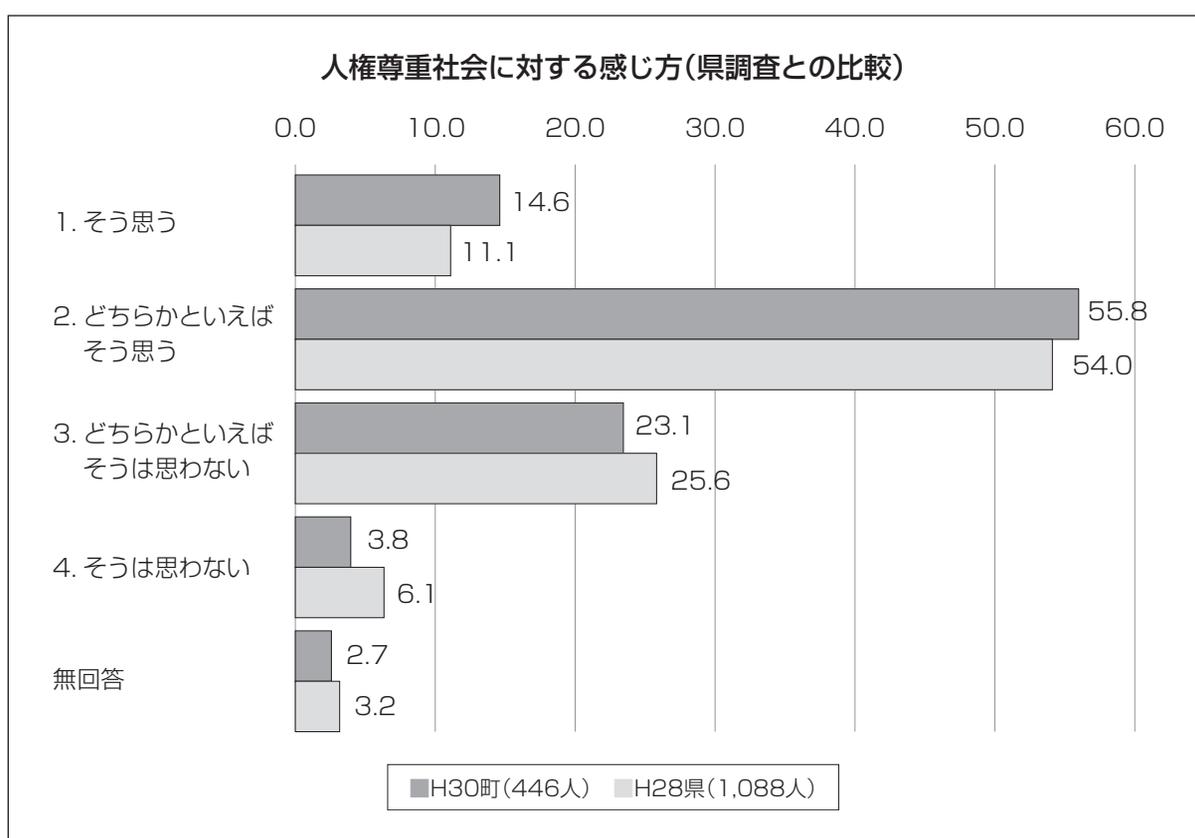
また、「飯南町総合振興計画」等と整合性を保ち、実施する諸施策における人権教育・啓発にかかる基本的な指針となるものです。

さらに、企業、民間団体等にあっては、この「基本方針」の趣旨に沿った自主的な取組をされるよう期待するものです。

なお、基本方針は、人権を取り巻く社会情勢等の変化や新たな人権課題に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

■今の飯南町は、人権が尊重される社会になっていると思いますか。(〇は1つ)

|                    | H30 町調査<br>(446人) |      | H28 県調査<br>(1,088人) |
|--------------------|-------------------|------|---------------------|
|                    | (人)               | (%)  | (%)                 |
| 1. そう思う            | 65                | 14.6 | 11.1                |
| 2. どちらかといえばそう思う    | 249               | 55.8 | 54.0                |
| 3. どちらかといえばそうは思わない | 103               | 23.1 | 25.6                |
| 4. そうは思わない         | 17                | 3.8  | 6.1                 |
| 無回答                | 12                | 2.7  | 3.2                 |

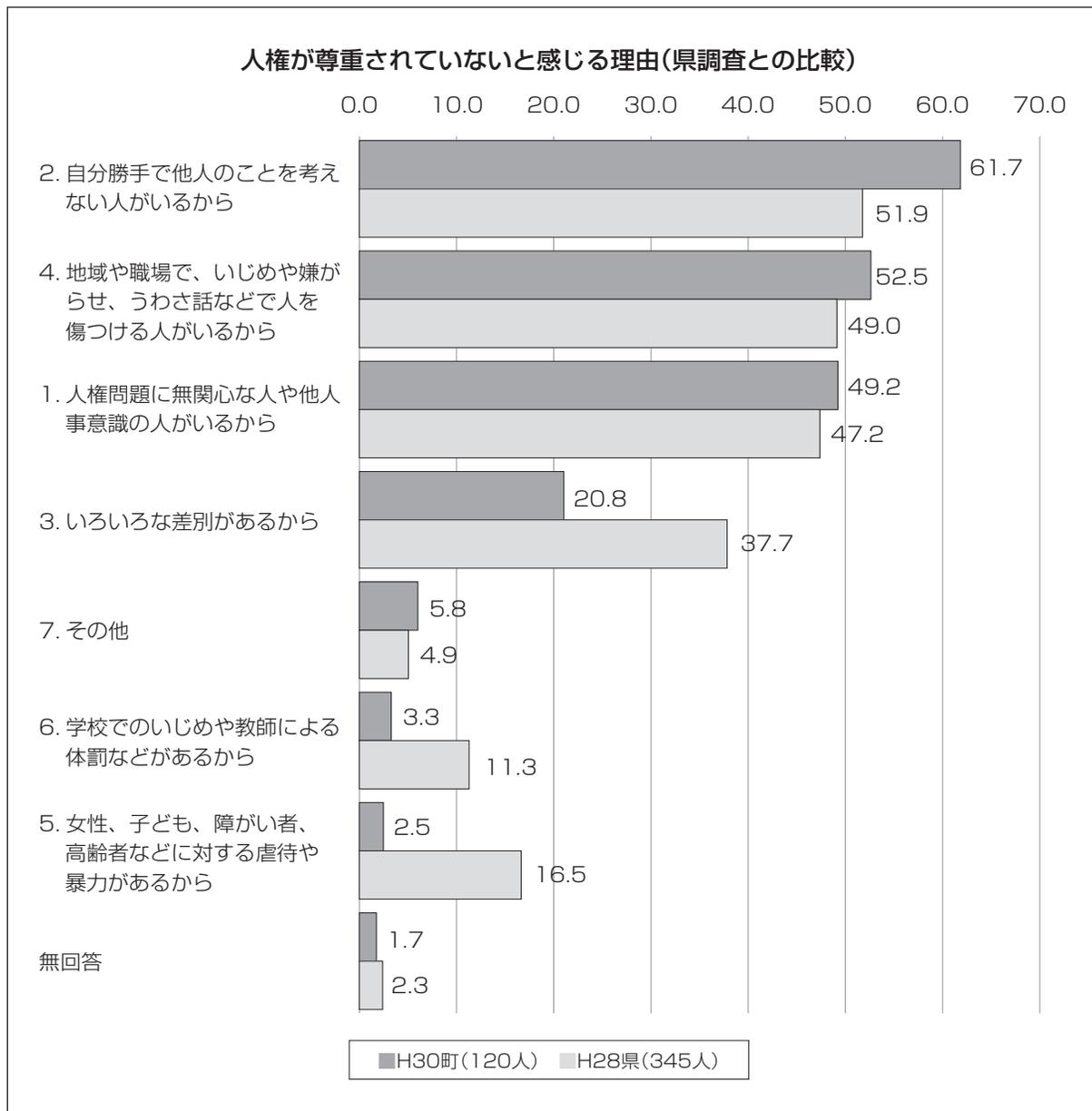


「H30 飯南町人権問題意識調査」

■人権が尊重されていないと感じる理由

6ページの質問で「3どちらかといえばそうは思わない」又は「4そうは思わない」を選ばれた方におたずねします。そう思われた理由は何ですか。(〇はいくつでも)

|  | H30 町調査<br>(120人) |      | H28 県調査<br>(345人) |
|--|-------------------|------|-------------------|
|  | (人)               | (%)  | (%)               |
| 1. 人権問題に無関心な人や他人事意識の人がいるから             | 59                | 49.2 | 47.2              |
| 2. 自分勝手に他人のことを考えない人がいるから               | 74                | 61.7 | 51.9              |
| 3. いろいろな差別があるから                        | 25                | 20.8 | 37.7              |
| 4. 地域や職場で、いじめや嫌がらせ、うわさ話などで人を傷つける人がいるから | 63                | 52.5 | 49.0              |
| 5. 女性、子ども、障がい者、高齢者などに対する虐待や暴力があるから     | 3                 | 2.5  | 16.5              |
| 6. 学校でのいじめや教師による体罰などがあるから              | 4                 | 3.3  | 11.3              |
| 7. その他                                 | 7                 | 5.8  | 4.9               |
| 無回答                                    | 2                 | 1.7  | 2.3               |



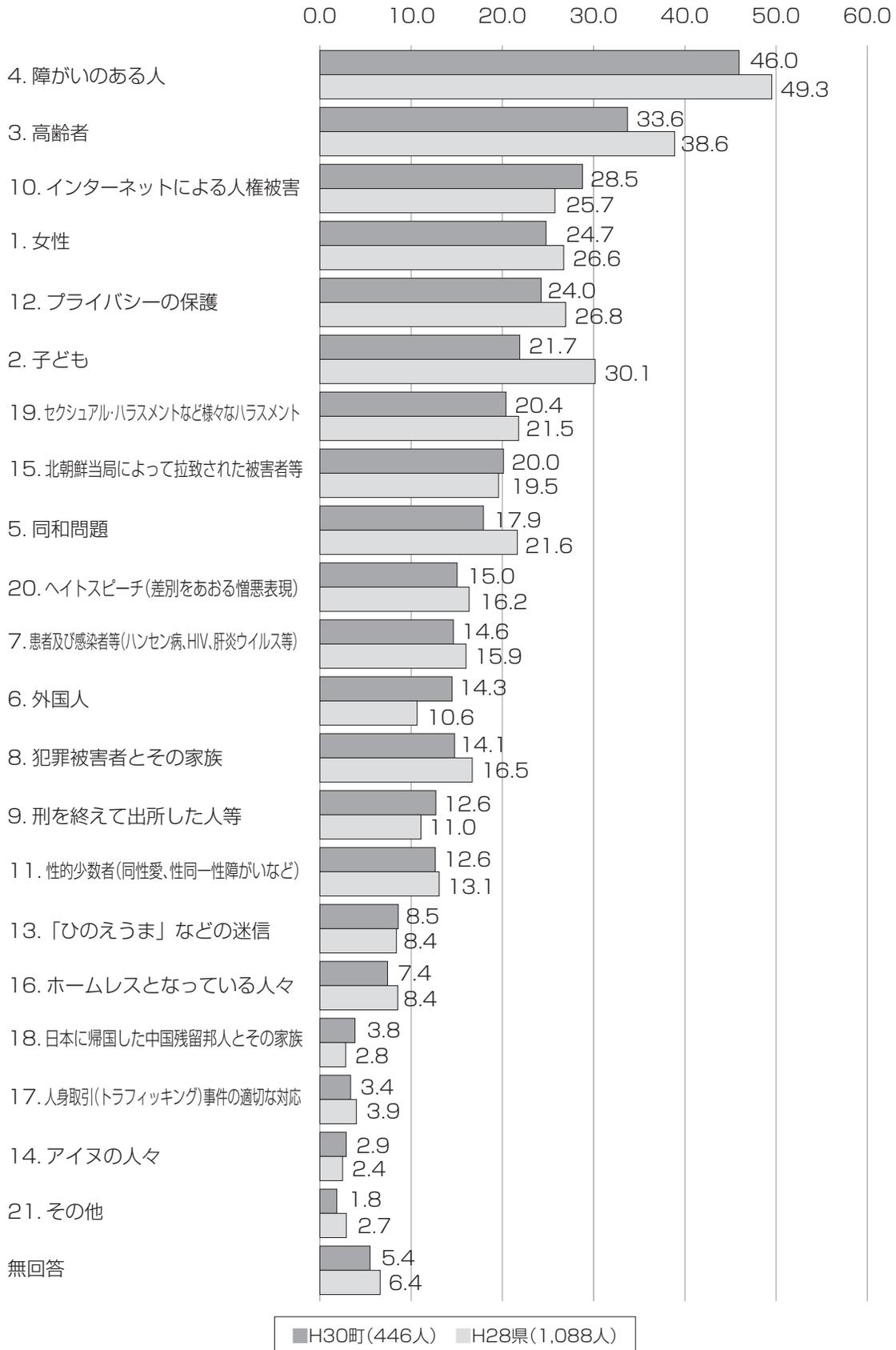
〔H30 飯南町人権問題意識調査〕

■あなたは、現在どんな人権課題に関心を持っていますか。(○はいくつでも)

|                                | H30 町調査<br>(446 人) |      | H28 県調査<br>(1,088 人) |
|--------------------------------|--------------------|------|----------------------|
|                                | (人)                | (%)  | (%)                  |
| 1. 女性                          | 110                | 24.7 | 26.6                 |
| 2. 子ども                         | 97                 | 21.7 | 30.1                 |
| 3. 高齢者                         | 150                | 33.6 | 38.6                 |
| 4. 障がいのある人                     | 205                | 46.0 | 49.3                 |
| 5. 同和問題                        | 80                 | 17.9 | 21.6                 |
| 6. 外国人                         | 64                 | 14.3 | 10.6                 |
| 7. 患者及び感染者等（ハンセン病、HIV、肝炎ウイルス等） | 65                 | 14.6 | 15.9                 |
| 8. 犯罪被害者とその家族                  | 63                 | 14.1 | 16.5                 |
| 9. 刑を終えて出所した人等                 | 56                 | 12.6 | 11.0                 |
| 10. インターネットによる人権侵害             | 127                | 28.5 | 25.7                 |
| 11. 性的少数者（同性愛、性同一性障がいなど）       | 56                 | 12.6 | 13.1                 |
| 12. プライバシーの保護                  | 107                | 24.0 | 26.8                 |
| 13. 「ひのえうま」などの迷信               | 38                 | 8.5  | 8.4                  |
| 14. アイヌの人々                     | 13                 | 2.9  | 2.4                  |
| 15. 北朝鮮当局によって拉致された被害者等         | 89                 | 20.0 | 19.5                 |
| 16. ホームレスとなっている人々              | 33                 | 7.4  | 8.4                  |
| 17. 人身取引（トラフィッキング）事件の適切な対応     | 15                 | 3.4  | 3.9                  |
| 18. 日本に帰国した中国残留邦人とその家族         | 17                 | 3.8  | 2.8                  |
| 19. セクシュアル・ハラスメントなど様々なハラスメント   | 91                 | 20.4 | 21.5                 |
| 20. ヘイトスピーチ（差別をあおる憎悪表現）        | 67                 | 15.0 | 16.2                 |
| 21. その他                        | 8                  | 1.8  | 2.7                  |
| 無回答                            | 24                 | 5.4  | 6.4                  |

「H30 飯南町人権問題意識調査」

### 人権課題への関心(県調査との比較)



「H30 飯南町人権問題意識調査」

## I. あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発を推進していくためには、人権の意義や重要性を単に知識として認識するだけでなく、日常生活の中で、行動や態度となって現れることが重要です。住民一人一人が、様々な人権問題についての認識を深めるとともに、差別を見抜き、差別をなくす実践力が高められるよう、学校・家庭・地域など、あらゆる場や機会を通じて、学習内容や学習方法に新たな工夫や創意を凝らし、理解しやすく、いつでもどこでも、誰でも学べる人権教育・啓発を推進する必要があります。

### 1. 人権教育

#### (1) 学校教育等における人権教育の推進

学校教育においては、教育活動全体の中で、幼児・児童生徒の発達段階に応じて、「日本国憲法」及び「国際人権規約」、「児童の権利に関する条約」等の精神にのっとり、家庭や地域と連携しながら、お互いをかけがえのない人間として尊重する心や、お互いの個性を認め合う心を育て、「いじめ」などの人権侵害を許さない実践力の育成を図ります。

また、同和教育が大切に培ってきた「進路保障」という理念を人権教育の柱に据え、教育活動全体を通じて推進します。「進路保障」に基づく取組とは、子どもたち一人一人を大切にしようとする取組です。子どもたちは、一人一人が大切にされていることを実感する体験から、人を大切にすることを学びます。「進路保障」を柱とした人権教育を発達段階に即して推進していくことにより、子どもたちの学ぶ権利が保障される教育現場を実現します。そして、子どもたちに自分の将来をたくましく切り拓いていく力を育むとともに、同和問題をはじめとする様々な人権課題の解決に向けて主体的に行動できる力の育成を目指します。

#### ① 保育所等における人権教育の推進

乳幼児期は、人間形成の基本を培う大切な時期です。一人一人の幼児の個性を十分に理解し、発達段階や個性に応じた教育（保育）を実施します。保育所では、「人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと（保育所保育指針）」を進め、保育内容の充実を図っていきます。

#### ② 学校教育における人権教育の推進

学校教育においては、児童生徒一人一人が「人権の意義やその重要性について正しい知識」を確実に身につけるとともに、「日常生活での人権問題を直感的にとらえる感性や、日常生活にお

いて人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚」も十分に身につけることが重要です。このため、児童生徒の発達段階に即しながら学習指導要領等に基づいて、道徳をはじめとする各教科の学習など学校教育活動全体を通じて、人権尊重の理念について正しい理解と認識を深めていきます。また、保護者や地域の人々と児童生徒をともに育てていくという視点に立ち、授業を参観してもらう機会を積極的に設けるなどの取組を進めていくことが大切です。

こうしたことを踏まえ、児童生徒の自主性を尊重し、問題解決的な学習、参加型学習、様々な体験活動、ボランティア活動等を取り入れるなど、児童生徒の実態に応じた適切な指導方法により取り組んでいきます。

また、このような取組を通じて、児童生徒一人一人が、人間として自らが大切にされていると実感が持てる学級、学校づくりを進めていきます。

## **(2) 社会教育における人権教育の推進**

今日の科学技術の高度化・情報化・高齢化などの急速な社会状況などの変化に適切に対応し、充実した生活や心豊かな人生を過ごすには、生涯にわたっていつでもどこでも自由に学習する機会が得られることが重要です。

この生涯学習を充実させるためには、学校・家庭・地域における学習機能の維持強化を図ることが必要になります。

そのためには、公民館や自治会、各種団体等への人権教育に関する学習機会・指導者情報など様々な情報を提供し、地域の実情に応じた人権に関する学習機会の充実を図っていく必要があります。あわせて、問題の解決と心理的差別を解消し、住みよい地域社会を構築していくことが重要になります。

人権意識を地域社会に浸透させるため、学校・家庭・地域が連携し、あらゆる学習の場と機会において、人権教育を総合的・継続的に推進しています。

### **①公民館等での学習機会の提供**

地域社会における社会教育の拠点である公民館等において、学校や地域、自主学習グループ等の民間団体との連携を図りながら、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の提供を図ります。そして、参加体験型の学習を取り入れるなど、人権に関する学習意欲を高めるための指導方法の研究・開発及びその普及に努めます。また、各公民館が実施する子どもを対象とした事業の中でも、子どもたちの人権意識を高めるような取組を行います。

### **②家庭における人権教育の支援**

すべての教育の出発点であり、人格形成の基盤として人権意識を育む上で極めて重要な役割を果たす家庭は、学校や関係行政機関、民間団体と相互に連携しながら、親子共に人権感覚が身につくことを目指した情報提供や学習機会の充実に努めます。また、子育てに不安や悩みを抱える親等への相談体制の充実、体験を通して人権感覚を高めていく学習プログラムの提供など、家庭における人権教育の支援に努めます。

### ③指導者の養成、学習情報等の提供

役場職員や公民館職員・社会福祉協議会職員等をはじめとし、町人権・同和教育推進協議会委員、町内学習グループ代表者、青年団体や女性団体の代表者などを対象とした研修や講座を開設し、実践的な指導者の養成、地域中核指導者、また行政に携わる者としての資質向上を目指します。

## 2. 人権啓発

### (1) 企業等における人権啓発の推進

企業その他一般社会においても、人権教育・啓発を推進し、人権尊重の意識の醸成に努めます。

地域や社会へ大きな影響力を持つ企業においては、商品やサービスの安全性、環境への取組、個人情報保護、公正な採用、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、高齢者や障がいのある人の雇用など、様々な人権問題が重要な課題となっています。このため、企業等においては自主的、計画的、継続的な啓発活動が求められています。

企業等が、人権問題解決に向けての社会的責任の自覚を深めると同時に、経営者及び従業員の一人一人が、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識を高めるとともに、あらゆる差別をなくしていこうとする態度と実践力を高めます。また、町としても、人権に関する講習会・研修会等への呼びかけや、各種啓発資料等の配布など、企業等の取組の支援を行います。

### (2) 地域社会における人権啓発の推進

世界人権宣言などの人権関係国際文書の趣旨や国・県・町の人権施策、人権問題の現状など、人権に関する様々な情報を提供し、住民が人権尊重についての正しい理解と認識を深めるとともに、人権感覚を高めるため、啓発資料やマスメディアを活用し、広報活動を推進します。

また、町人権・同和教育推進協議会等の啓発推進組織と連携し、効果的な啓発活動に取り組みます。

## 3. 特定職業従事者に対する人権教育の推進

人権尊重の意識の醸成にあたっては、人権に関わりの深い特定の職業に従事する人（特定職業従事者）に対して、人権教育・啓発に関する取組を強化することが大切です。

そこで、こうした職業に従事する人に対する研修等の充実に努めます。

### ①公務員

公務員は、全体の奉仕者としての自覚を持ち、憲法の基本理念である基本的人権を尊重し、擁護する責務を有しています。

公務員は、この責務を自覚し、常に人権尊重の視点に立ち、それぞれの職務を遂行することが求められています。このため、職員を対象とした職場研修など、あらゆる場を活用した人権教育・啓発に努めます。また、職員一人一人が人権教育・啓発を通じて、同和問題をはじめとする様々な人権問題について理解を深め、自らの資質の向上に努めます。

このほか、住民の代表である町議会議員についても、人権教育への積極的な取組を要請します。

## ②その他の従事者など

教育関係者、医療・福祉・保健関係者など、人権に関係の深い職業に従事する者に対しては、県の関係機関等と連携を密にしながら、より一層の人権研修の充実に努めます。

### 【人権に関わりの深い特定の職業に従事する者（特定職業従事者）】

町職員、町議会議員、教職員、社会教育関係職員、警察職員、医療関係者、福祉関係者、消防職員、マスメディア関係者

## Ⅱ. 各人権課題に対する取組

### 1. 女性

#### (1) 現状と課題

女性の人権尊重、地位向上を目指した国際的な動きのはじまりとされる、女子差別撤廃宣言（1967（昭和42）年）では、「女性に対する差別は、基本的に不正であり、人間の尊厳に対する侵犯である」と規定し、その後の「国際婦人年」の宣言、「国連婦人の10年」の設定、「女子差別撤廃条約」の採択、5回にわたる世界女性会議での宣言や行動計画の採択により、地球規模で女性差別をはじめとする女性問題への取組が進みました。

国内においては、こうした動きを受けて、1986（昭和61）年「男女雇用機会均等法」の施行等、国内法や制度の整備、内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部の設置、「男女共同参画2000年プラン」の策定など、男女平等の実現に向けた政策が進められてきました。そして、1999（平成11）年には、男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。

県では、1995（平成7）年に、女性に関する行政の指針として「島根県新女性計画（しまね女性プラン21）」や「島根県農山漁村女性ビジョン」を策定するなど、女性施策を実施してきました。1999（平成11）年には女性総合センター「あすてらす」（現在は男女共同参画センター「あすてらす」）を大田市に開設し、男女共同参画実現に向けた拠点として、様々な取組を行っています。2001（平成13）年に「島根県男女共同参画計画（しまねパートナープラン21）」を策定、2002（平成14）年には「島根県男女共同参画推進条例」を策定し、2005（平成17年）に「島根県DV対策基本計画」を策定するなど、男女共同参画社会の実現に向けた様々な環境整備を進めています。

しかし、町が実施した「住民意識調査」によると、半数近い人が「男女の固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）があること」、「社会や地域に、男女に平等でないしきたりや慣習が残っていること」に問題を感じています。このことから、性別による固定的な役割分担意識等からくる職場・家庭・地域等での男女差別が依然として根強く残っていること、また最近では、セクシュアル・ハラスメントや女性への暴力（ドメスティック・バイオレンス（以下「DV（\*3）」という。）も表面化していることなどから、取り組むべき課題が多いのが現状です。

---

\*3 DV（ドメスティック・バイオレンス）

「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあったものからふるわれる暴力」という意味で使用されることが多い。暴力には身体的暴力のみならず、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力が含まれる。

## **(2) 施策の基本的方向**

固定的な性別役割分担意識や性差別といった障がいがなくし、女性が多様な生き方を選択できる社会の形成こそ、女性の人権問題の解決にとって重要です。女性の人権が尊重され、地域や職場で男性とともに個性や能力を十分に発揮し、いきいきと生活していくために、仕事と生活の調和に対する支援を充実するとともに、女性活躍の推進に関する住民の理解を深めていきます。

また、DVについては、配偶者等からの暴力を根絶する必要があり、県・関係機関・団体等と連携、協働しながら、相談体制の充実を図ります。

### **①男女平等を推進する教育・啓発**

男女共同参画センター「あすてらす」等とも連携し、住民をはじめ、企業、団体等を対象に男女共同参画の理解と取組の促進を図るための研修会等を開催するほか、町の広報誌、マスメディア等を通じて男女共同参画に関する情報提供を行い、住民の意識啓発を促進します。

また、保育所での幼児教育や学校教育、社会教育においても、子どもへの男女共同参画に関する教育を推進するとともに、教職員等に対する研修の充実に努めます。

### **②男女がともに働きやすい職場環境の整備**

誰もが希望に応じて働き続けていくことのできる環境づくりのために、育児・介護休業制度の活用促進、子育て環境の整備、介護サービスの充実に取り組むとともに、従業員が働きやすい職場環境の整備を支援します。

また、「育児・介護休業法」や「男女雇用機会均等法」に基づく妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関する不利益取扱い対策及び職場におけるハラスメント対策の推進に努めます。

### **③あらゆる分野における女性の参画の推進**

町では、2006（平成18）年に「飯南町男女共同参画計画（第1次）」を策定し、本町で男女共同参画を推進する団体「二輪草の会」とともに、男女共同参画計画を推進してきました。その後、2017（平成29）年に「飯南町男女共同参画（第2次）」を策定し、一層の推進を図る方向で、具体的施策の見直しを行いました。今後は、町が率先して取組を進めるとともに、企業・各種団体等に対し協力要請を行い、社会的機運の醸成を図ります。

また、男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革を図るため、男女共同参画月間や人権週間など様々な機会を通じ、啓発・広報活動を展開します。

### **④DV等女性に対する暴力防止の取組と支援**

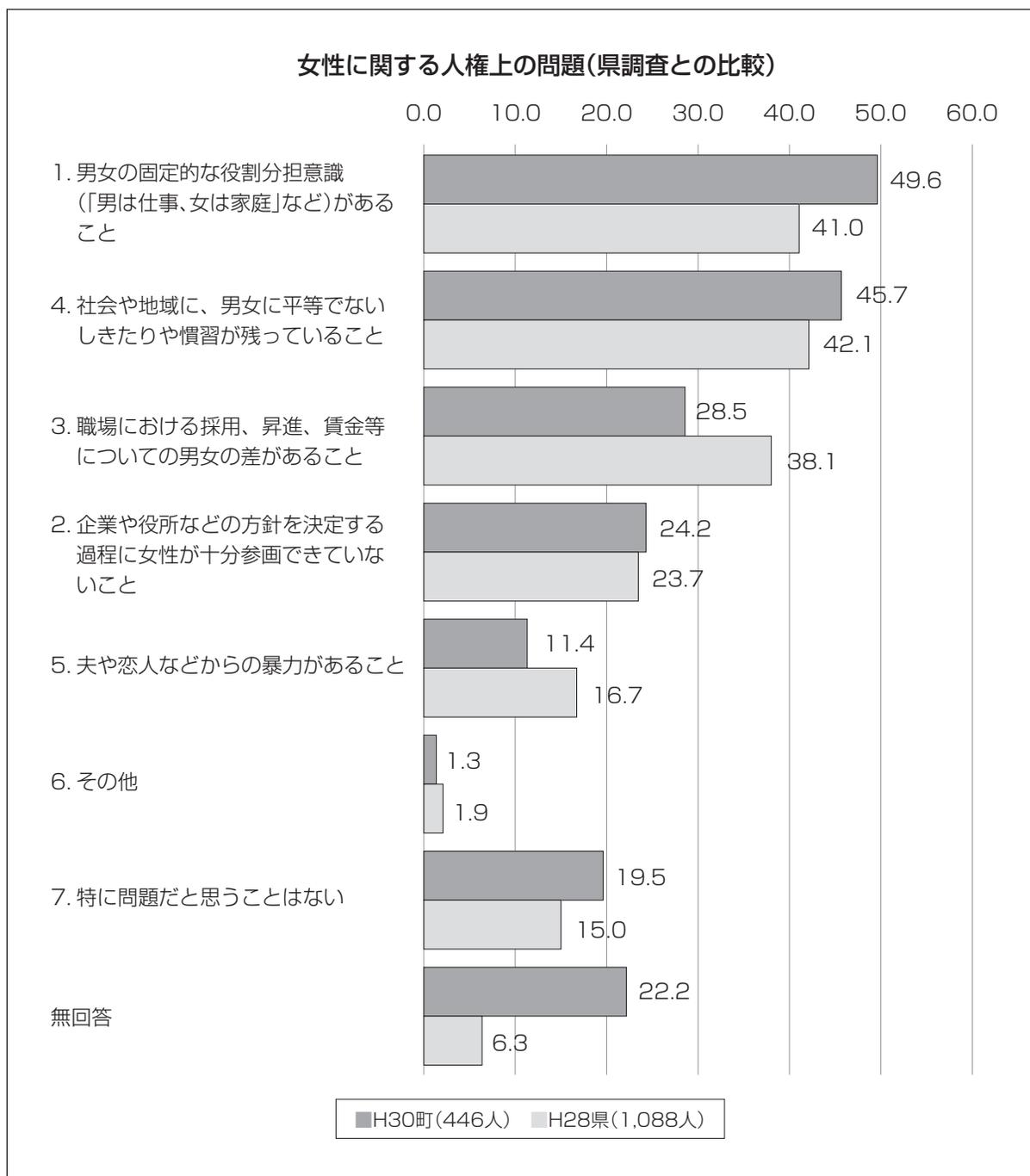
DV等女性に対する暴力は重大な人権侵害であるという認識を住民に浸透させ、その防止を推進するために、学校・家庭・地域での教育、啓発に取り組みます。特に、DV予防のためには、若年期からDVに対する認識を深めることが有効であることから、若年層を対象とした予防啓発に取り組みます。

また、緊急かつ安全な保護を求める被害者に対し、女性相談センターとも連携し、支援・保護します。

### ⑤相談体制の充実

DV等、日常生活を営む上で、様々な問題を抱えて悩む女性の相談に応じ、関係機関・団体など幅広い関係者相互の連携を図り、自立支援などの取組に努めます。

### ■女性の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。(○はいくつでも)



[H30 飯南町人権問題意識調査]

## 2. 子ども

### (1) 現状と課題

21世紀を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つことは、住民すべての願いであり、子どもは人格をもった一人の人間として尊重されなければなりません。子ども一人一人が基本的人権の権利主体であることを理解し、子ども自身の声に耳を傾けることが必要です。

国連は、1989（平成元）年に「子どもの権利条約」を採択しました。この条約では、子どもの尊厳や存在、保護、発達や自由を保護するため、親をはじめ社会全体で取り組むように呼びかけています。

国内では、1947（昭和22）年に「児童福祉法」が制定され、児童の育成・保護という観点から様々な施策が展開されてきました。1999（平成11）年には、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童買春、児童ポルノ禁止法）」、2000（平成12）年には、「児童虐待防止法」の制定など、子どもの人権を保護し擁護するための環境整備が進められました。

しかしながら、いじめが原因である事件・事象が全国で発生しており、いじめは学校を含めた社会全体の問題であることから、2013（平成25）年には、「いじめ防止対策推進法」が制定されました。

また、同年、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、「子どもの貧困対策法」が制定されました。

県では、1996（平成8）年に策定した「島根県児童育成計画（しまねエンゼルプラン）」について、少子化への対応の充実を図る観点などから2000（平成12）年に見直しを行い、子どもの権利保障体制の整備や、広報活動の充実、児童虐待防止対策の強化などを盛り込んでいます。

また、2014（平成26）年に県教育委員会では、「島根県いじめ防止基本方針」を策定（2018（平成30）年改定）しました。

町においても、2017（平成29）年に「飯南町いじめ防止基本方針」を策定（2020（令和2）年改定）し、学校・家庭・地域と連携し、総合的かつ効果的にいじめ防止に取り組んでいます。

このように、法律や制度の充実は図られてきましたが、子どもたちがいじめ・体罰・虐待を受ける事案は依然として発生しており、子どもたちの人権が十分に守られていない状況にあります。

また、町が実施した「住民意識調査」によると、子どもの人権についての問題として、「仲間はずれやインターネットによる嫌がらせなど、いじめがあること」63.2%、「大人による体罰や虐待があること」42.4%という結果が出ており、子どもの人権を守るために町全体として連携して取り組むべき課題になっています。

### (2) 施策の基本的方向

町では、2015（平成27）年3月に策定した「子ども・子育て支援事業計画（2020（令和2）年改定）」を基本として、「みんなで育む子どもの笑顔ーこの町で子どもを育てたいー」を基本理念に、学校・家庭・地域などが互いに連携・協力し、総合的な取組を進めていきます。

### ①「子どもの権利条約」などの理解促進

学校教育において、子ども自身が権利の主体者であるという観点から、教職員に対し、自らの権利を知ることは自分を大切にできることにつながり、自らを大切にできる人は他人も大切にできることを根底においた指導が行われるよう「子どもの権利条約」の周知徹底を図ります。

また、子どもに対しても学習の場を設定するとともに、保護者に対し、この条約についての理解の促進を図ります。

### ②いじめ問題への取組

いじめは子どもの人権に関わる重大な問題であり、その解決のため学校・家庭・地域が連携し、総合的な取組を推進します。

また、いじめ問題、虐待の防止など児童生徒の健全育成上、重大な問題について関係機関・関係者が連携し、早期発見と保護者及び家庭に対する相談・支援を実施していくことが大切です。そして、子どもと接する機会が多い民生児童委員・保育士・教職員・公民館職員及び保健医療関係者等との連携を図りながら、地域が一体となって取組を進めます。

### ③不登校への取組

不登校の子どもへの支援に際しては、登校という結果のみを目標とするのではなく、自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指すことが大切です。

不登校の子どもたちが行う多様な学習活動の実情を踏まえ、本人の意思を十分に尊重し、学ぶ意欲の向上を図りながら、個々の状況に応じた学習活動等が行えるような、相談体制・支援体制の充実を図ります。

### ④乳幼児や児童への虐待防止の取組

町が設置している要保護児童対策地域協議会において、関係機関が連携し、児童虐待の予防、早期発見・早期対応から自立支援にいたるまでの総合的な相談と支援を実施していきます。

さらに、住民にとってより身近な存在の主任児童委員や町相談担当職員に対する研修を継続的に実施するとともに、児童相談所とも連携し、地域が一体となって、児童の虐待防止に取り組む環境整備を推進していきます。

### ⑤子どもの貧困対策への取組の推進

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、「島根県子どものセーフティネット推進計画」に基づき、困難やリスクに直面する子どもに気付き、その生活や学習を支え、希望の持てる未来へつないでいくために支援体制を整備し、取組を推進します。

### ⑥健全育成に向けての取組

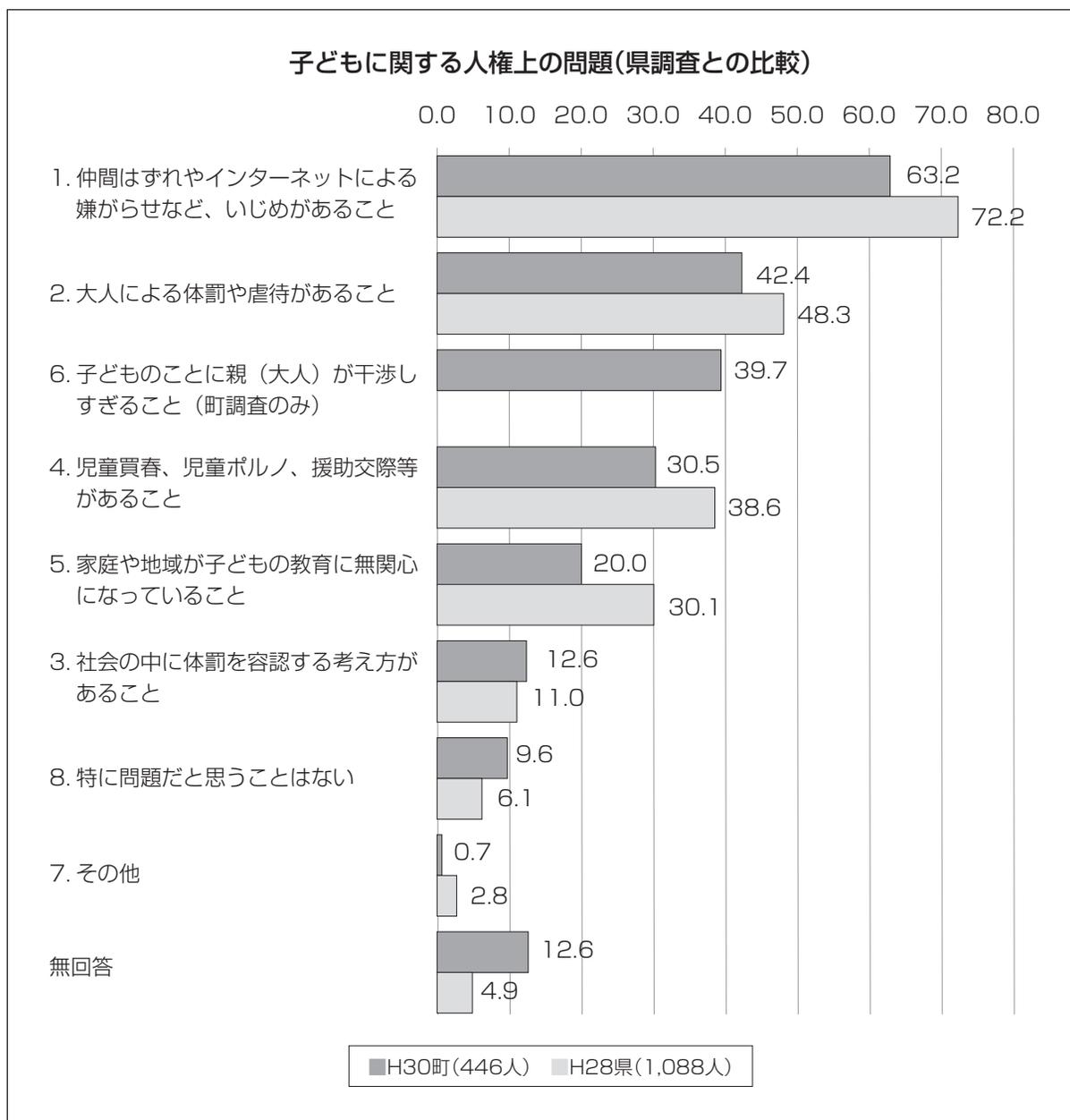
図書・ビデオ・インターネット等を通じた有害情報の拡大が問題となっています。子どもをこれらの有害環境から守ることは大人の責任です。青少年健全育成協議会等と連携を取りながら学校・家庭・地域が一体となった取組を推進します。

### ⑦相談体制の充実

学校において、教員がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携・分担し、「チーム学校」体制を整備し、学校における相談体制の充実を図ります。

また、家庭での子育ての悩みや不安の軽減など、子育てを支援するサークル等の地域組織活動の促進、子育てと仕事が両立しやすい環境整備のための保育サービスの充実に努めるほか、児童虐待防止などを含め、子育てや児童福祉などに関する相談・支援体制の強化を図ります。

### ■子どもの人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。(○はいくつでも)



「H30 飯南町人権問題意識調査」

### 3. 高齢者

#### (1) 現状と課題

国連は、1982（昭和57）年に「高齢化に関する国際行動計画」を採択し、1991（平成3）年には高齢者の「自立」、「参加」、「ケア」、「自己実現」、「尊重」の5原則を各国政府が実施する高齢社会対策に組み入れることを要請する「高齢者のための国連原則」を採択しました。さらに1999（平成11）年を「国際高齢者年」と定め、すべての国に対し高齢者問題に対する戦略的な取組の必要性を呼びかけてきました。

国においては、平均寿命の伸びや、少子化などを背景に、高齢化が急速に進んでおり、2036（令和18）年には、3人に1人が65歳以上の高齢者という予想もされています。

近年、高齢者等に対する人間としての尊厳やプライバシーが無視された処遇、介護施設等における身体的・心理的虐待、あるいは高齢者の家族等による無断の財産処分、悪質商法による被害が増加するなど問題が生じています。

このため、2006（平成18）年には、「高齢者虐待防止法」が施行され、虐待の未然防止や早期の発見と対応、関係機関の連携による継続的な支援とともに、高齢者権利擁護に関する啓発、在宅養護者の支援等が国・地方公共団体の責務とされました。

町の2020（令和2）年4月1日の住民基本台帳では高齢化率が45%と高齢化が急速に進んでいます。こうしたことから、高齢者の自立と社会参加等、活力ある高齢社会の実現を目指した取組が重要な課題となっています。

町においては高齢化が進む中で、介護を必要とする高齢者が年々増加する傾向にあります。また、核家族化の進展に伴う単身高齢者や高齢者夫婦世帯の増加、あるいは家族と同居していても日中一人となる高齢者の増加など、高齢者を取り巻く環境は厳しくなっています。

また、町が実施した「住民意識調査」によると、高齢者の人権についての問題として、「高齢者を狙った振り込め詐欺、悪質商法などが行われていること」73.1%、「施設や病院における介護などで、虐待されたり、プライバシーが尊重されないこと」28.9%と高齢者の尊厳や高齢者への虐待などの課題も出てきています。

#### (2) 施策の基本的方向

すべての高齢者が、安心して充実した生活を送ることができる社会を実現していくため、2006（平成18）年3月に「飯南町老人保健福祉計画」を策定しました。その後、この計画は介護が必要な高齢者の尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した生活ができるよう社会全体で支える仕組みとして、2018（平成30）年に策定された「雲南地域第7期介護保険事業計画」と融合させて取り組んでいます。

また、県とも連携し、医療・介護・介護予防、住まい及び生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築の取組を進めるとともに、高齢者虐待の防止、権利擁護制度の活用等、高齢者の人権に配慮した自立支援を促進します。

また、高齢者を含むすべての住民が生涯にわたって健康を維持し、生きがいを持って積極的に社会参加していくことが大切であり、高齢期はもとより、若い時からの健康づくりや生きがいづくり、社会活動への参加等ができる基盤整備や地域づくりを推進します。

### ①福祉教育・意識啓発の推進

一人一人が心豊かで健やかに暮らせる福祉社会を実現していくためには、福祉の心を実践する態度に結びつけることが必要です。学校教育において、高齢者等への理解を深め、生命を尊重する心や思いやりの心を育てる福祉教育を推進します。

### ②就労対策の推進

内閣府が2014（平成26）年に実施した「高齢者の日常生活に関する意識調査」によると、60歳以上の高齢者の約3割が「働けるうちはいつまでも働きたい」と回答しています。高齢者の持つ優れた知識・経験・技能等が地域社会に生かされ、自らの生活安定と生きがいを持てるよう、国・県・関係機関等と連携します。また、社会福祉協議会の飯南シルバーお助け隊などの活動に対する支援を行います。

### ③高齢者の尊厳を支えるケアの推進（地域包括ケアシステムの推進）

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される仕組み（地域包括ケアシステム）づくりを推進します。

そのため、地域包括ケアシステムの中核となる、飯南町地域包括ケア推進局が有効に機能するよう、官民一体となって地域課題に取り組み、情報収集・提供及び研修等の支援を行います。

### ④互助の仕組みづくりの推進

少子高齢化社会においては、地域活動において元気な高齢者の活躍が不可欠です。高齢者がいきいきと地域で活躍し、連帯感が深まるよう、高齢者と老人クラブ連合会・公民館・学校等が連携し、世代間の交流の機会を図ります。

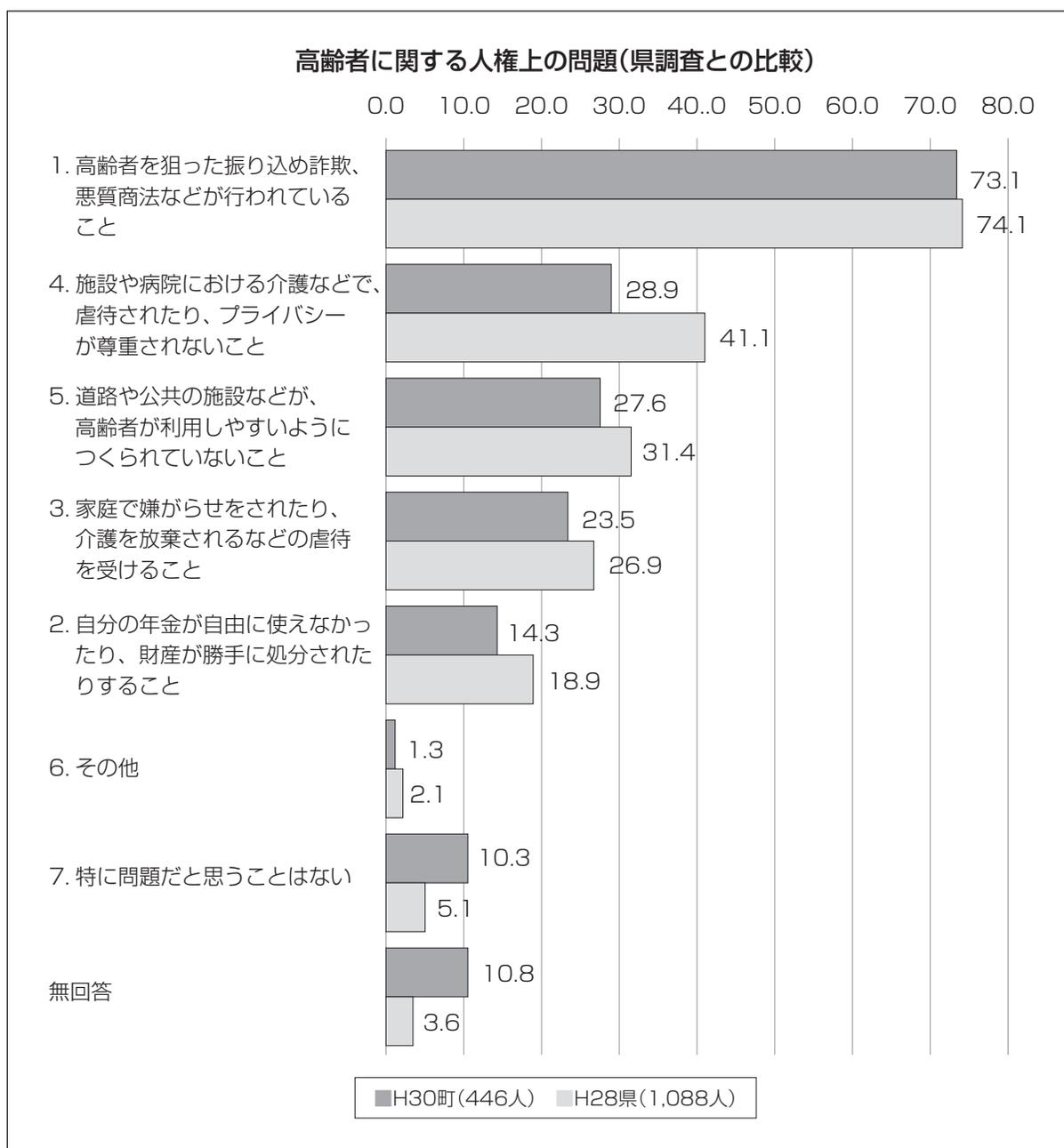
また、公民館等における教養・文化・スポーツ活動を推進し、高齢者の生きがいづくりを進めます。

### ⑤権利擁護の推進

虐待、その他高齢者に対する人権侵害の発生を防止するための啓発を行います。

身近で気軽に相談できる相談窓口として、地域包括支援センター（保健福祉センター内）の周知を行い、駐在所や介護保険事業所と連携しながら相談業務の充実を図ります。また、福祉サービスの利用援助や各種支援事業の相談や情報の提供などを行います。

■高齢者の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。(○はいくつでも)



「H30 飯南町人権問題意識調査」

## 4. 障がいのある人

### (1) 現状と課題

国連では、2006（平成 18）年に「障害者権利条約」が採択されました。この条約では、障がいのある人の人権及び基本的自由の享有の確保等を目的とし、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や障がいのある人の社会への参加の促進等、障がいのある人の権利実現のために締約国が取るべき措置について規定されています。

国においては、2011（平成 23）年に「障害者基本法」を改正し、障がいを理由とする差別禁止の理念が法律に明記されました。その他、2011（平成 23）年に「障害者虐待防止法」の制定、2012（平成 24）年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の制定、2013（平成 25）年に「障害者差別解消法」の制定、「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、「障害者雇用促進法」という。）」の改正が行われ、2014（平成 26）年には、「障害者権利条約」を批准しました。

県においては、1998（平成 10）年に、高齢者や障がい者等の行動を妨げている様々な障壁を取り除くことを目的に「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」を策定し、2003（平成 15）年には、21 世紀初頭に達成すべき県の障がい者施策推進の基本方向や達成すべき障がい者福祉サービスの目標等を明らかにするとともに、障がい者施策の総合的な推進を図るため、「島根はつらつプラン」を策定しました。また、2013（平成 25）年に、「島根県障がい者基本計画」を策定し、障がい者施策の推進に取り組んできました。しかし、その後の国の動き等社会情勢の変化も踏まえ、2018（平成 30）年に計画の改定を行いました。

町では、2003（平成 15）年 4 月以降、「措置制度」から「契約制度」へと転換した「支援費制度」の下で、障がい者福祉施策を実施してきました。また、2012（平成 24）年に「飯南町障がい者福祉計画」（2018（平成 30）年改定）を策定し、障がいのある人もない人も地域の中で支えあい、ともに生きるまちづくりに向けた取組を進めてきました。

しかし、町が実施した「住民意識調査」によると、「障がいや障がいのある人への理解や認識が十分でない」と感じている人が 53.6%、「障がいのある人が働ける場所が少ないこと」と感じている人が 39.2%と高く、「障がいのある人に対する合理的配慮が不十分であること」と感じている人が 27.6%となっています。

### (2) 施策の基本的方向

障がいのある人もない人も分け隔てされることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現のためには、日常生活や社会生活において、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している様々な障壁を取り除いていきます。

さらに、障がいのある人が、地域の中で自立して生活するとともに、社会に参加し、障がいのない人と同じような活動ができる社会を実現するためには、建築物や歩道の段差など、障がい者の利用への配慮や、住民一人一人が障がい者問題について正しい理解を深め、ともに生きる社会づくりを進めていくことが重要となっています。近年では、年齢や障がいの有無にかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能なデザインをする「ユニバーサルデザイン」(\*4) が提供され、各分野において設計や基準の見直しが活発になっています。

### ①障がい理由とする差別の解消の推進

「障害者差別解消法」の趣旨・目的等について、幅広く住民や事業者の理解を深めるため、関係機関や各種団体と連携しながら、各種の広報・啓発を実施します。

### ②障がいに対する理解の促進

県、各種団体や報道機関と連携した啓発・広報活動を展開し、社会的障壁を取り除くために、住民一人一人が障がいや障がいのある人についての理解を深めることができるよう啓発を推進していきます。

### ③特別支援教育の推進

障がいのある児童生徒の自立と主体的な社会参加の実現に向け、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行い、共生社会の形成に向けた「インクルーシブ教育システム(\*5)」の構築を図ります。

### ④障がいのある人の理解を深めるための福祉教育の推進

障がいのある子どもたちとの交流及び共同学習を進めるとともに、ボランティア活動などの福祉教育を実施し、障がいのある人等に対する理解を深めます。

### ⑤地域生活の充実

障がいのある人が、障がいの種別や状態に関わらず、住みたい地域で自立した生活を営むことができるように障がい福祉サービス提供体制の整備を図ります。

### ⑥勤労支援の取組

障がいのある人の就労の促進を図るため、労働・福祉・教育等の関係団体が連携し、就労支援の取組を着実に進めます。

また、「障害者雇用促進法」の改正により、雇用の分野における、障がいのある人を理由とする差別的取扱いの禁止、事業主に対しては、合理的配慮の提供義務及び苦情の自主的解決の努力義務などが定められていることから、関係機関と連携して事業主や住民の理解と協力を推進します。

---

\*4 ユニバーサルデザイン

「すべてのひとのためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

\*5 インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障がいのある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある人とない人が共に学ぶ仕組み。

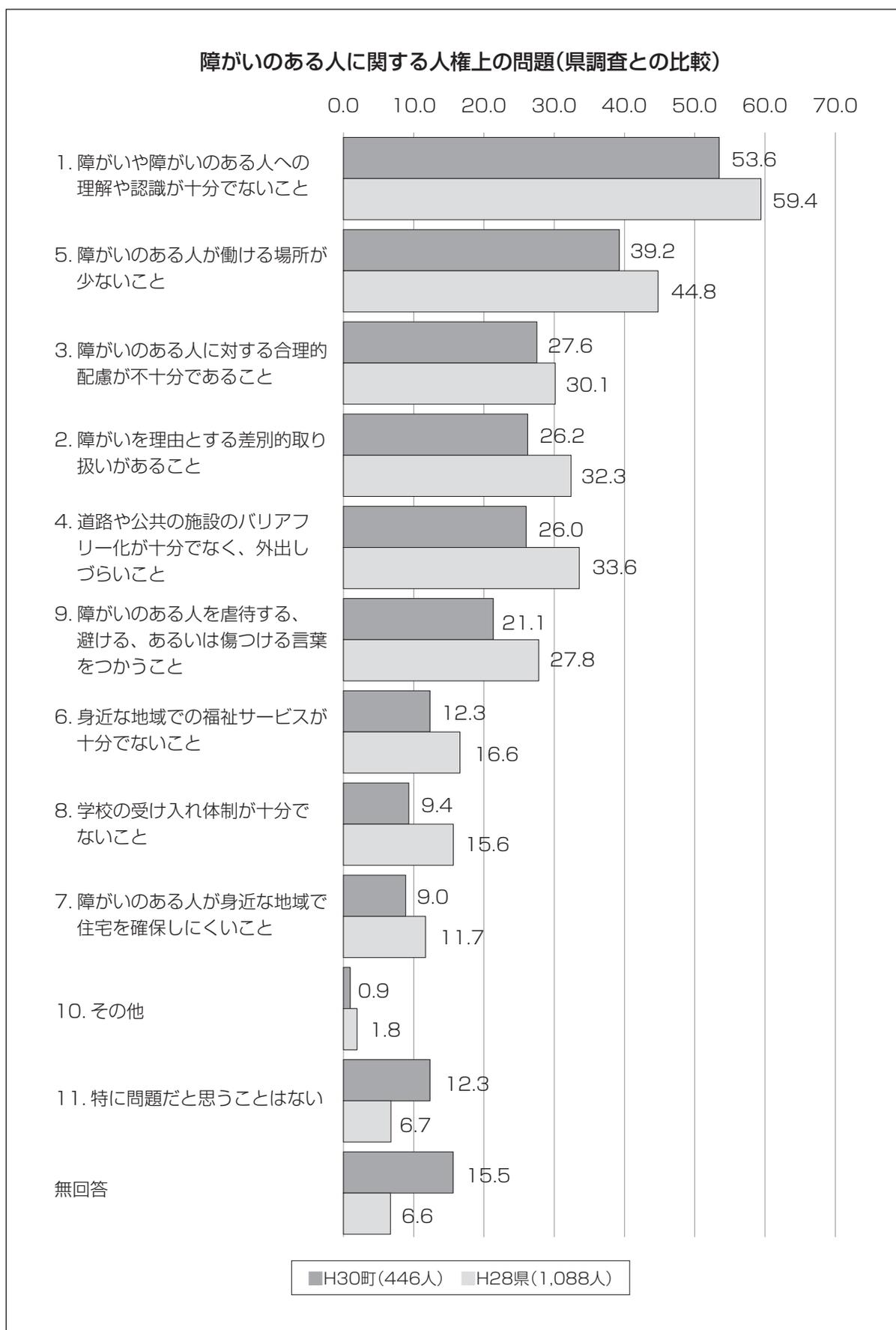
#### ⑦ひとにやさしいまちづくりの推進

1998（平成 10）年に制定された「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」の趣旨・目的等について、普及・啓発を図るとともに、障がいのある人等の多様なニーズに対応できるよう、施設等のバリアフリー化や障がいのある人の意見及びユニバーサルデザインの概念を反映した「ひとにやさしいまちづくり」を関係団体や各種団体と連携して推進します。

#### ⑧権利擁護のための施策の充実

「障害者虐待防止法」に基づき、障がいのある人に対する虐待の防止、早期発見及びその後の支援に向けた取組を強化します。

■障がいのある人の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。(○はいくつでも)



「H30 飯南町人権問題意識調査」

## 5. 同和問題

### (1) 現状と課題

1965（昭和40）年の「同和対策審議会答申」は、「同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、「日本国憲法」によって保障された基本的人権にかかわる課題」と位置づけ、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」との基本認識を示しました。そして、「何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。」と述べています。

この答申を踏まえ、同和問題の早期解決に向けて、1969（昭和44）年に「同和対策事業特別措置法」が施行されました。以来、33年間に3度にわたり制定された「特別措置法」に基づき、生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化などの施策を実施しました。2002（平成14）年3月末の終了後も、残された課題については、一般対策により対応してきました。

県においては、同和問題の解決を県政の重要課題として位置付け、差別意識を解消するための教育・啓発の推進をはじめ、同和地区における教育の充実、雇用の促進、経営の安定、生活環境の改善などの対策を講じてきました。また、1994（平成6）年には、「島根県同和対策推進計画」を策定し、心理的差別の解消、人権意識の高揚に努めるとともに、同和地区における経済力の向上、住民の生活の安定などを図り、差別のない明るい社会の実現に努めてきました。

しかし、教育や就労・産業面において課題が残るとともに、採用選考時における身元調査とも考えられる問題事象や、同和問題を口実に不法・不当な行為や要求を行ういわゆる「えせ同和行為」などの同和問題の解決を阻害する問題も引き続き発生しています。

このような状況の中、2016（平成28）年12月に「部落差別解消推進法」が公布・施行されました。この法律は部落差別の解消を明記した初めての法律であり、広く国民全体に部落差別のない社会を実現することを目的とし、国及び県市町村が相談体制を充実させること、教育及び啓発を行うことなどの部落差別解消に関する施策を実施することが定められています。

町では、旧赤来町が1980（昭和55）年4月に「赤来町同和教育推進協議会」を、旧頓原町が1981（昭和56）年1月に「頓原町同和教育推進協議会」をそれぞれが設立しました。2005（平成17）年2町の合併に伴い、同年10月に「飯南町人権・同和教育推進協議会」を設立し、自治会や公民館単位による研修会、各種講演会、また行政職員・教職員・企業・PTA等による啓発活動など様々な取組を行ってきました。

しかし、町が実施した「住民意識調査」によると、「同和問題について、特にどのようなことが問題だと思いますか」の問いに、「結婚の時に、家族や親せきなどが反対すること」58.3%、「身元調査をすること」32.3%、「差別的な言動をすること」23.1%となっており、未だに差別意識が社会の中に根深く存在していることが認められます。

### (2) 施策の基本的方向

2008（平成20年）に「飯南町同和問題啓発・教育基本方針」を策定し、全ての住民が同和問題解消のため共通認識をもち、連携して同和問題教育・啓発活動の推進を図っていくよう、取り組んできました。「部落差別解消推進法」の趣旨を踏まえ、関係機関との連携を強化し、より

一層効果的な教育及び啓発を積極的に推進していきます。また、同和問題に関して理解を深め、その解決に向けた自主的な取組を促すことができるような研修を実施していきます。

また、戸籍等の不正取得の抑止が図られ、人権被害の未然防止に効果がある「本人通知制度」についても、導入に向けて準備を進めていきます。

### ①教育・啓発の推進

学校教育においては、一人一人の学びを保障し、将来を切り拓いていく力を育む教育活動の充実に引き続き努めます。社会教育においては、同和問題についての正しい理解を深め、自らの課題として差別意識の解消に主体的に取り組むことができるように、学習内容や方法等の創意工夫に努めるとともに、学校・家庭・地域との連携を図りながら、より一層効果的に推進していきます。

### ②就労問題への取組

就職の機会均等を確保し、雇用を促進して職業の安定を図ることは、同和問題の解決のための重要な課題の一つです。

就職に関する差別をなくすため、関係機関等と連携し、企業や団体に対して、公正な採用選考を阻害する身元調査・面接時における本籍や家族の職業等について不適切な質問及び書類要請など、就職差別につながる行為をしないよう引き続き啓発に努めます。

### ③就学援助への取組

児童生徒が、高等学校や大学等への進学や就労などの選択において希望する進路に進めるようにするため、一人一人の実態を把握し、就学援助のための迅速な情報提供に努め、奨学資金をはじめ各種制度の周知と活用の促進を図ります。

### ④生活環境への取組

すべての人が住み慣れた地域で、また安全な生活環境で安心して暮らせることが大切であることから、定住の促進や高齢社会への対応、安全で安心な住まいなどの人権が尊重されるまちづくりに対して支援を行います。

### ⑤産業振興への取組

産業振興を図り、地域住民の経済的水準の向上につなげていくことは、同和問題の根本的解決を図るための課題の一つです。商工業の振興を図るため、商工団体等と連携しながら、企業の経営状況に応じた相談・対応、技術向上のための研修、起業や新規事業創出などについて支援をしていきます。

### ⑥「えせ同和行為」の排除

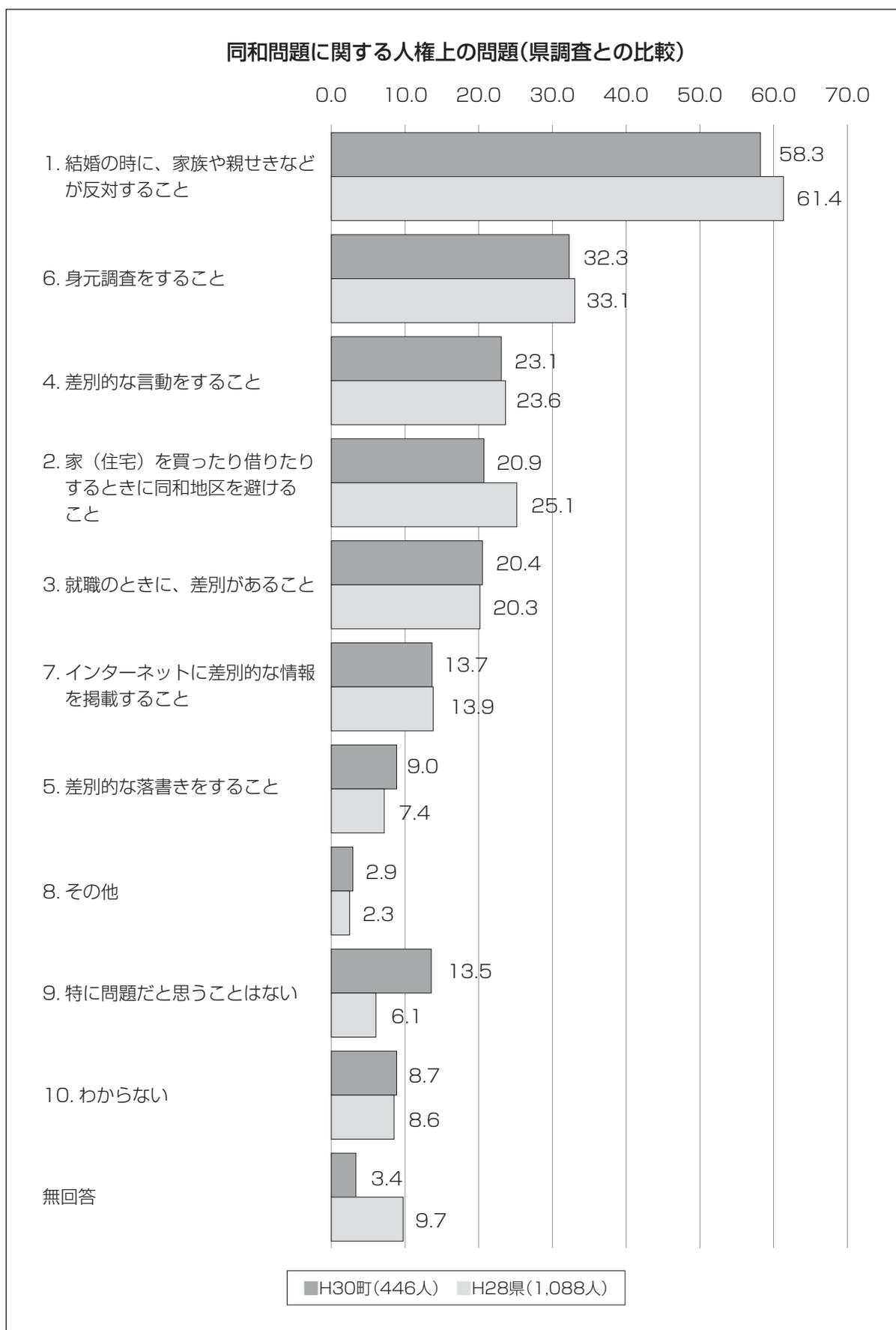
「えせ同和行為」は、「同和問題はこわい問題であり、避けた方がよい」という人々の誤った意識に乘じ、同和問題を口実にして、企業・官公署などに不当な要求を行うことをいいます。

このような行為は、同和問題に対する誤った意識を植え付けるなど、これまで積み重ねてきた

同和問題についての教育・啓発効果を一挙に覆し、同和問題の解決に真剣に取り組んでいる人々に対するイメージを著しく損ねるものであり、同和問題解決の大きな阻害要因となっています。

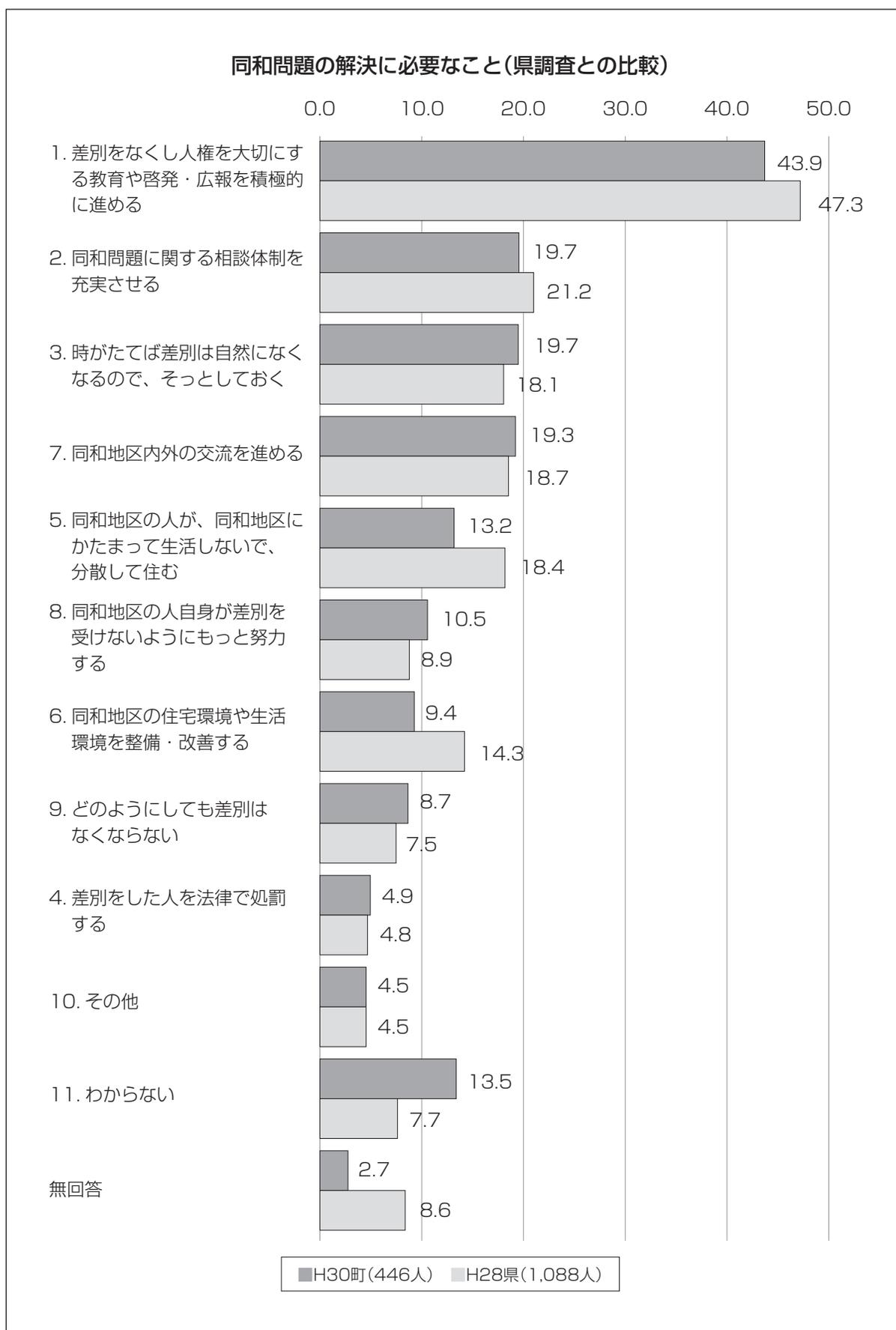
「えせ同和行為」に対処するには、何よりも誰もが同和問題を正しく理解することが重要です。このため住民への啓発に努めるとともに、こうした行為の排除にあたっては、松江地方法務局や警察など関係機関と緊密な連携を保ち、より一層その取組の強化を図ります。

■同和問題について、特にどのようなことが問題だと思えますか。(〇はいくつでも)



「H30 飯南町人権問題意識調査」

■同和問題を解決するためには、どうしたらよいと思いますか。(〇はいくつでも)



「H30 飯南町人権問題意識調査」

## 6. 外国人

### (1) 現状と課題

国連では、1965（昭和40）年に「人種差別撤廃条約」が採択され、我が国も1995（平成7）年に締約国となりました。条約では、人種や皮膚の色あるいは民族的出身などによるあらゆる形態の人種差別を速やかに撤廃するために、必要なすべての措置をとるという内容になっています。また、外国人ということで不当な扱いを受けることのない社会を築くことが求められています。1979（昭和54）年の「国際人権規約」の批准と1981（昭和56）年の「難民の地位に関する条約・議定書」への加入を契機に、外国人法制について見直しが進められ、外国人への社会保障サービスの提供や、在日韓国人など特別永住資格者への指紋押捺義務の免除などを内容とした「外国人登録法」の改正が行われました。

1980年代以降は、労働力不足を背景に多くの外国人労働者が日本で働くようになり、不法就労問題など新たな問題が発生しました。こうした事態を受けて政府は1990（平成2）年に「出入国管理及び難民認定法」を改正し、日系2世・3世などの優先的入国・在住を認めることとしました。しかし、一方で生活保護の対象者や国民健康保険の加入条件など、在住資格の有無で権利の享受に明確な差異が設けられるようになりました。

国際化の進展に伴って、我が国で生活する外国人は年々増加しています。2019（令和元）年12月末現在、県の外国人登録者数は8,856人で、本町においては40人となっています。県では、国籍に関わらず全ての県民が共に生きる「多文化共生社会」を推進するため、関係機関・団体等と連携し外国人住民を支援するため、各種施策を実施してきました。しかし、日常生活や雇用の場などにおいて、日本人と外国人住民との間で言葉・文化・生活習慣の相違等に起因する様々な問題が生じています。

さらに、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動（ヘイトスピーチ）が社会的な問題となっています。こうした行為は人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、差別意識を生じさせることにもつながりかねません。これらの状況を踏まえ2016（平成28）年には、「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。外国人住民の人権を守るためには、学校・家庭・地域などにおいて、外国人住民に対する理解を深めるとともに、日本人との相互理解と協力のもと、地域社会の構成員として共に生きていく社会づくりの推進が一層求められています。

町が実施した「住民意識調査」によると、「日常生活に必要な情報や地域の文化・慣習がわからず、日常生活に支障をきたすこと」が問題であると感じている人が47.3%、「日本人の異文化理解が十分ではなく、外国人に対する偏見を生みやすいこと」が問題であると感じている人が33.4%など、文化・生活習慣等の違いから、誤解や偏見などが指摘されています。

### (2) 施策の基本的方向

国際交流・協力の広がりや在住外国人の増加に伴い、他国の人やその文化に接する機会も増えてきています。そうした文化を自らの文化の価値観で一方向的に評価するのではなく、それぞれの文化が培ってきた価値観を認め合い、多様な文化を持つ人々が排除し合うことがないまちづくりが大切です。同じ地域に居住する住民として、相互に理解し、共に支え合うことにより、すべての住民が安全・安心に暮らす、「多文化共生社会」の実現を目指します。

### ①外国人住民の人権を尊重する啓発の推進

学校・家庭・地域などにおいて、外国人住民に対する正しい理解を育み、偏見や差別の解消を推進します。

また、「ヘイトスピーチ解消法」に基づき、不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）は許されないことを住民に周知し、その解消に取り組みます。

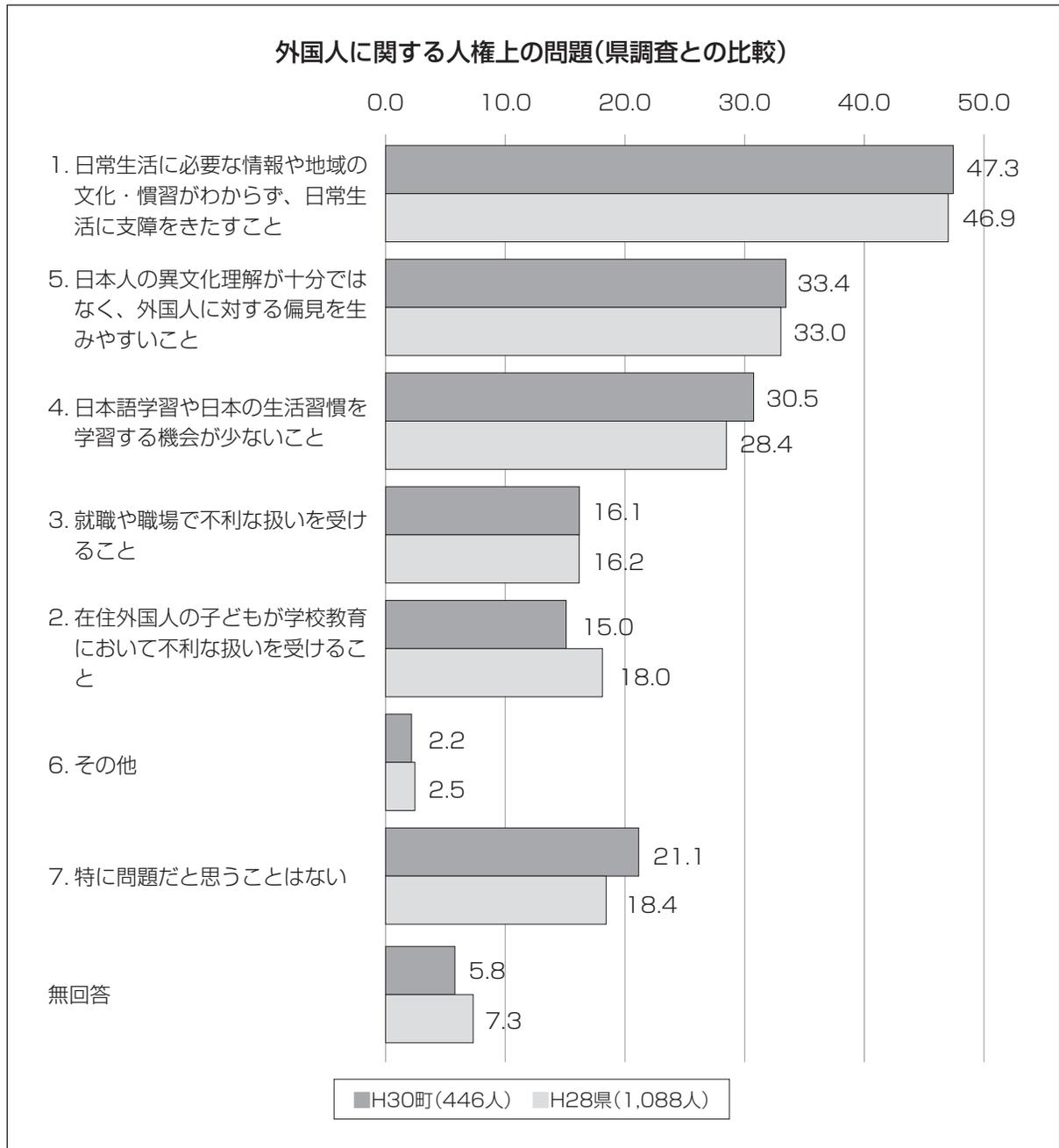
### ②外国人住民が暮らしやすい地域づくりの推進

保健・医療・福祉・防災などの行政情報の多言語化や外国人住民にも理解しやすい「やさしい日本語」の普及に取り組み、外国人が言葉の壁に遮られることなく必要な情報が得られるよう努めます。

### ③外国人住民のための労働環境の整備

外国人労働者がその能力を発揮しながら就労できるよう、国や県の関係機関と連携し、各企業における適正な雇用・労働条件の確保と不法就労の防止のための啓発に取り組みます。

■日本で生活する外国人の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。  
 (〇はいくつでも)



「H30 飯南町人権問題意識調査」

## 7. 患者及び感染者等

### (1) 現状と課題

現在、新型コロナウイルスが世界で猛威をふるっており、新型コロナウイルスに関連する人権侵害が数多く起こっています。感染者だけでなく、医療従事者等に対する誹謗中傷もあり、改めて患者や感染者等に関する偏見や差別をなくすための取組が必要になっています。また、新型コロナウイルスだけでなく、ハンセン病やHIV（ヒト免疫不全ウイルス）等の感染症、膠原病等の難病に対する知識と理解が十分とはいえない状況にあり、偏見や差別による患者や感染者等の社会生活の難しさが指摘されています。

ハンセン病に対する社会の理解は、1996（平成8）年に患者の療養所への強制隔離を定めた「らい予防法」が廃止され、2009（平成21）年にハンセン病への偏見や差別の解消、療養所の入所者や退所者の支援等を目的とした「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されたことにより大きく進展しました。

県では、島根県藤楓協会の活動（ハンセン病療養所入所者の里帰り、訪問・交流・啓発など）を支援するとともに、ハンセン病に対する正しい知識を普及するための啓発に努めています。

町が実施した「住民意識調査」によると、感染者等の人権について、「周囲の人たちの病気についての認識や理解が十分でないこと」と感じている人が65.9%、「本人・家族が世間から偏見の目で見られること」を問題だと感じている人が38.1%となっており、正しい知識の普及・啓発の推進が求められています。

### (2) 施策の基本的方向

新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症や難病に対する正しい知識の普及・啓発を推進するとともに、相談・支援体制の充実を図り、患者・感染者及びその家族、医療従事者等がその人権を尊重され、不当な偏見や差別、誹謗中傷を受けることなく安心して暮らせる地域社会づくりを推進します。

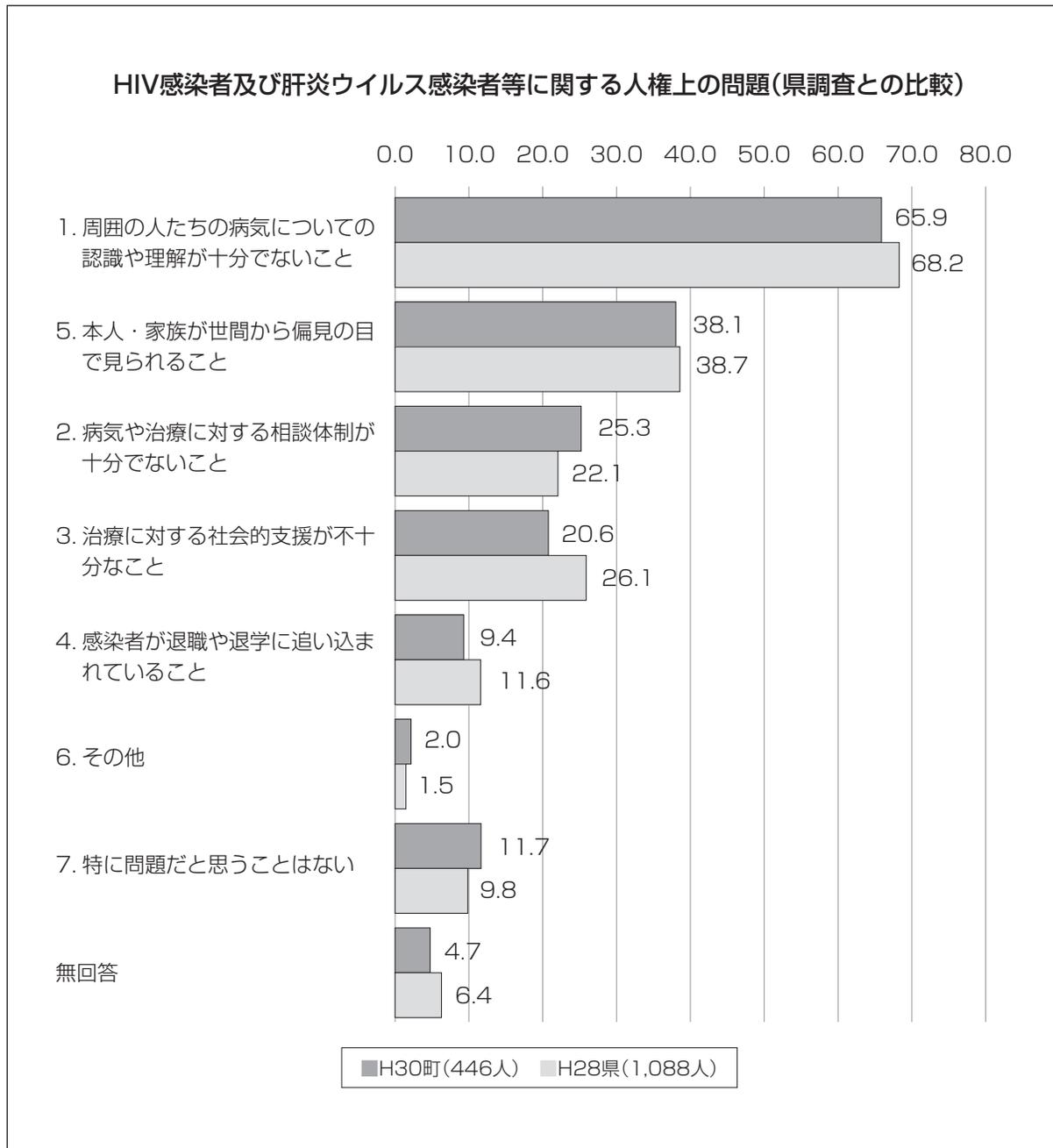
#### ①ハンセン病回復者の支援とハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発の推進

県とも連携し、ハンセン病問題を風化させないよう、様々な機会を通じて、ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。

#### ②感染症に関する正しい知識の普及・啓発の推進

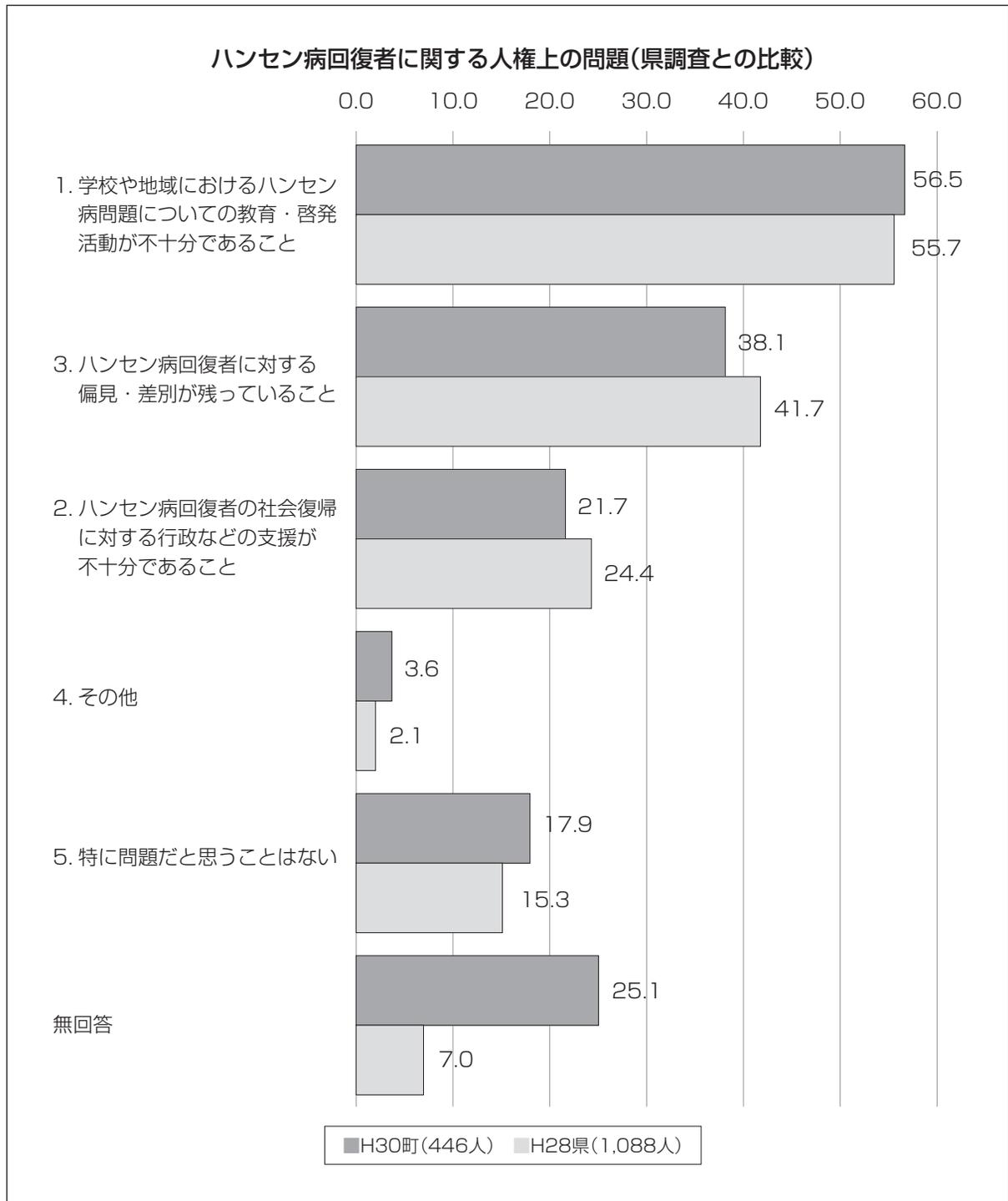
感染症に対する偏見や差別の解消のため、様々な機会を通じて、感染症に関する正しい知識の普及・啓発と住民の理解の促進に努めます。また、より一層効果的な取組になるように、町と関係団体が連携・協働して推進します。

■HIV（エイズの原因ウイルス）感染者及び肝炎ウイルス感染者等の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。（〇はいくつでも）



「H30 飯南町人権問題意識調査」

■ハンセン病回復者の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。  
 (○はいくつでも)



「H30 飯南町人権問題意識調査」

## 8. 犯罪被害者等

### (1) 現状と課題

犯罪被害者とその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、犯罪の直接的な被害にとどまらず、医療費の負担や失職などによる経済的困窮、捜査や裁判の過程における精神的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話や報道機関の取材による精神的被害等の二次的被害で苦しめられることも少なくありません。

このような状況の下、2004（平成16）年に「犯罪被害者等基本法」が制定され、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項が定められました。

翌年、国においては、「犯罪被害者等基本法」の理念を具体化した「犯罪被害者等基本計画」を策定し、犯罪被害者等が直面する、生命・身体・財産上の直接的な被害、経済的困窮や精神的被害などの二次被害を支援するための具体的施策の推進を図ることとしました。

県においても、このような動向を踏まえ、2006（平成18）年に施行した「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」及び「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」において、犯罪被害者等への支援を推進することを決めました。そして、県民の犯罪被害者等に対する理解を深めるための広報・啓発、支援のための体制の整備などの取組を進めてきました。

町が実施した「住民意識調査」によれば、「犯罪被害者とその家族の人権について、特にどのようなことが問題だと思いませんか。」という問いに、「マスメディアによる行き過ぎた取材で、平穏な生活やプライバシーが侵害されること」66.4%、「周囲の無責任なうわさ話による二次的被害があること」61.0%、「被害者の写真や経歴などの情報が、インターネット等で拡散すること」44.4%と、犯罪被害者等への対策が課題となっています。

### (2) 施策の基本的方向

#### ①犯罪被害者等に対する理解の増進

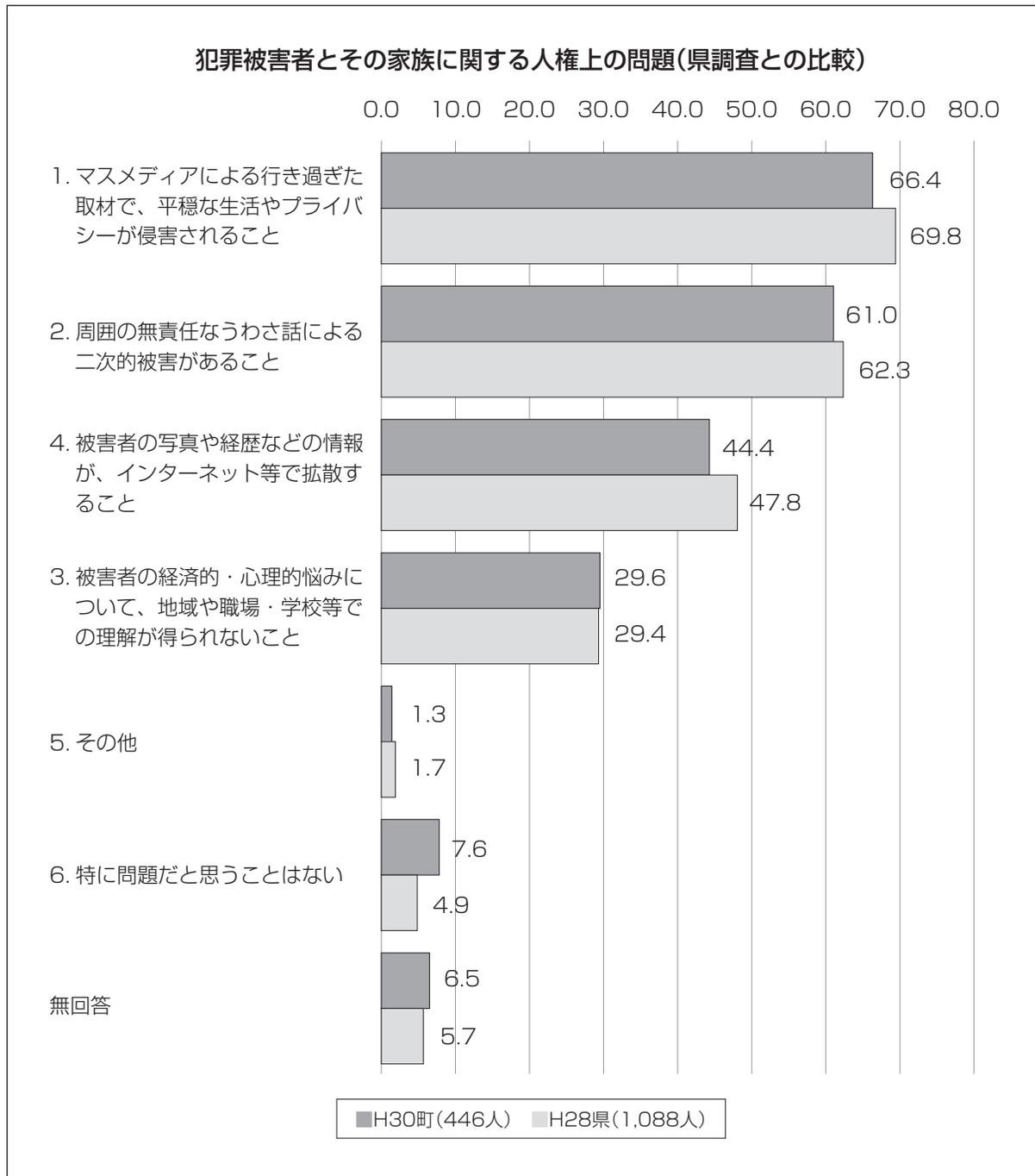
犯罪被害者等による講演会をはじめ、教育活動や広報・啓発を通じ犯罪被害者等が置かれている状況に対する県民の理解を深め、社会全体で犯罪被害者等を支援していくという機運を醸成していきます。

#### ②犯罪被害者等に対する支援及び支援のための体制整備の推進

経済的負担、精神的負担の両面からサポートを充実させ、犯罪被害者等に二次的被害を与えることのないように努めます。

司法・行政・医療・民間企業等により組織している「島根県被害者支援連絡協議会」や県内全域で結成されている地域単位の「被害者支援地域ネットワーク」との連携を図り、犯罪被害者等の視点に立った支援を実施します。犯罪被害者等からの相談については、県と連携しながら、その内容に応じて各種相談窓口の紹介等を行い、利用を呼びかけるとともに、迅速・的確な相談対応に努めます。

■犯罪被害者とその家族の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。  
 (〇はいくつでも)



「H30 飯南町人権問題意識調査」

## 9. 刑を終えて出所した人々等

### (1) 現状と課題

刑を終えて出所した人が、社会の一員として立ち直ろうとする意欲がある場合であっても、地域住民の意識の中に根強い偏見や差別があり、就職や住居の確保に際して、大きな障害となるなど、その社会復帰は厳しい状況にあります。また、刑を終えて出所した本人だけでなく、その家族も社会からの偏見や差別を受けることがあります。

これらの状況を踏まえ、国は2008（平成20）年に策定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」で、再犯防止対策の一環として刑務所出所者等の社会復帰支援を総合的に推進することとしました。また、2016（平成28）年には、「再犯の防止等の推進に関する法律」を制定し、犯罪を犯した者等の社会復帰のための施策を国、地方公共団体が進めることが定められました。

県では、これらの国の動きを受け、2009（平成21）年に、「犯罪に強い社会の実現のための島根県民会議」を設置して、「犯罪に強い社会の実現のための島根行動計画」を策定し、社会復帰に向けた支援体制を推進しています。

町が実施した「住民意識調査」によれば、「刑を終えて出所した人の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。」という問いに、「出所した人に対する偏見があること」67.3%、「就職・職場で不当な扱いを受けること」36.1%、と刑を終えて出所した人への対策が課題となっています。

### (2) 施策の基本的方向

刑を終えて出所した人や、その家族の人権が侵害されることがないように偏見や差別の解消に向け、関係機関・団体等と連携・協力して啓発に努めるとともに、社会復帰への支援を推進していきます。

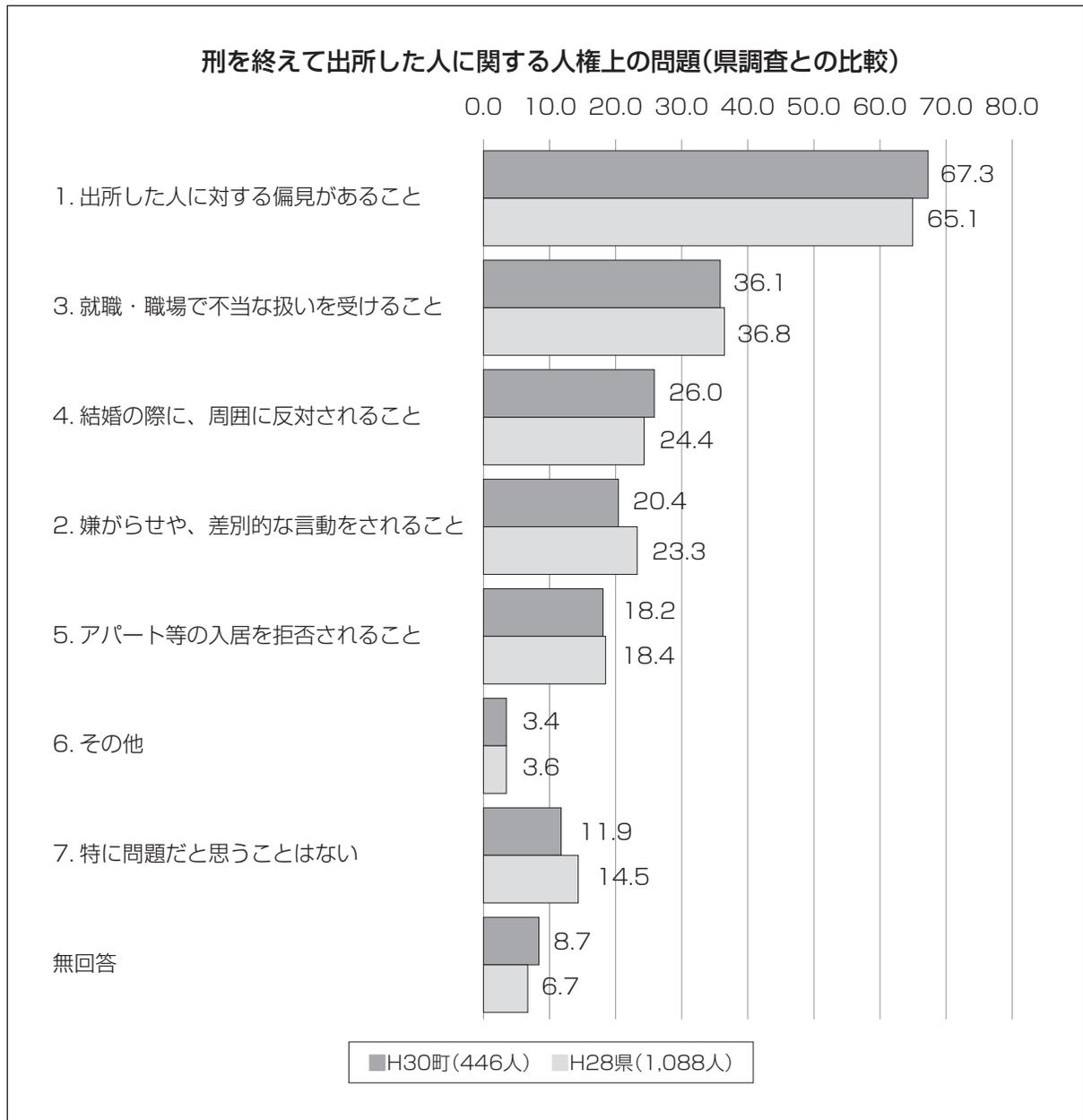
#### ①刑を終えて出所した人等に対する理解の推進

刑を終えて出所した人や、その家族の人権が侵害されることがないように、差別や偏見の解消に向け、法務省松江保護観察所・雲南地区保護司会・飯石更生保護女性会等の関係機関・関係団体と連携・協力して啓発活動に努めます。

#### ②刑を終えて出所した人の社会復帰に向けた支援体制の推進

関係機関・団体等と連携し、社会復帰に向け、就労・住宅の確保等の支援体制を推進します。

■刑を終えて出所した人の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。  
 (〇はいくつでも)



「H30 飯南町人権問題意識調査」

## 10. 性的指向、性自認等（LGBT 等）

### （1）現状と課題

性的指向や性自認に関わる LGBT（\*6）等の当事者は、男女の区分や異性愛を前提とした社会の中で、周囲の理解が不足しているため、偏見や差別の眼差しで見られることが多く、いじめや差別の対象となったり、就職や賃貸住宅への入居等の際に困難を強いられたりするなど、様々な問題に直面しています。日本人に占める LGBT 等の割合は 10%近くであると推定されています。

2004（平成 16）年に「性同一性障害（\*7）者の性別の取扱いの特例に関する法律（以下「性同一性障害特例法」という。）」が施行され、一定の基準を満たせば、戸籍上の性別の取扱いの変更について、家庭裁判所での審判を受けることができるようになりました。さらに 2008（平成 20）年には、「性同一性障害特例法」が一部改正され、要件の緩和が図られましたが、依然、性同一性障がい者が望む性に変更することは容易ではなく、さらなる緩和を求める意見もあります。

2015（平成 27）年に、文部科学省は、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を都道府県に通知、さらに翌年には通知に基づく対応の在り方についてまとめた「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」の手引きを示し、きめ細かな対応を行うよう求めています。

町が実施した「住民意識調査」によると、「性的少数者の問題に対する理解が足りないこと」と感じている人が 47.3%、「差別的な言動をされること」と感じている人が 39.2%と、住民に対する啓発を強化していく必要があります。

---

#### \*6 LGBT

LGBT とは、下記の頭文字を取って組み合わせたもの

L：女性の同性愛者（Lesbian：レズビアン）

G：男性の同性愛者（Gay：ゲイ）

B：両性愛者（Bisexual：バイセクシャル）

T：体と心の性が一致していないために、身体に違和感を持つ人や、心の性と一致する性別で生きたいと望む人（Transgender：トランスジェンダー）

#### \*7 性同一性障害

トランスジェンダーの中で、医療機関を受診し、「身体の性」と「心の性」が一致しないと診断された人々に対する医学的な疾患・診断名。

## **(2) 施策の基本的方向**

LGBT 等に対する偏見や差別が当事者を苦しめていることを考慮し、周囲の一人一人が LGBT 等について正しい理解と認識を深め、これらの人々の人権が尊重される社会の実現に向けた啓発に取り組みます。

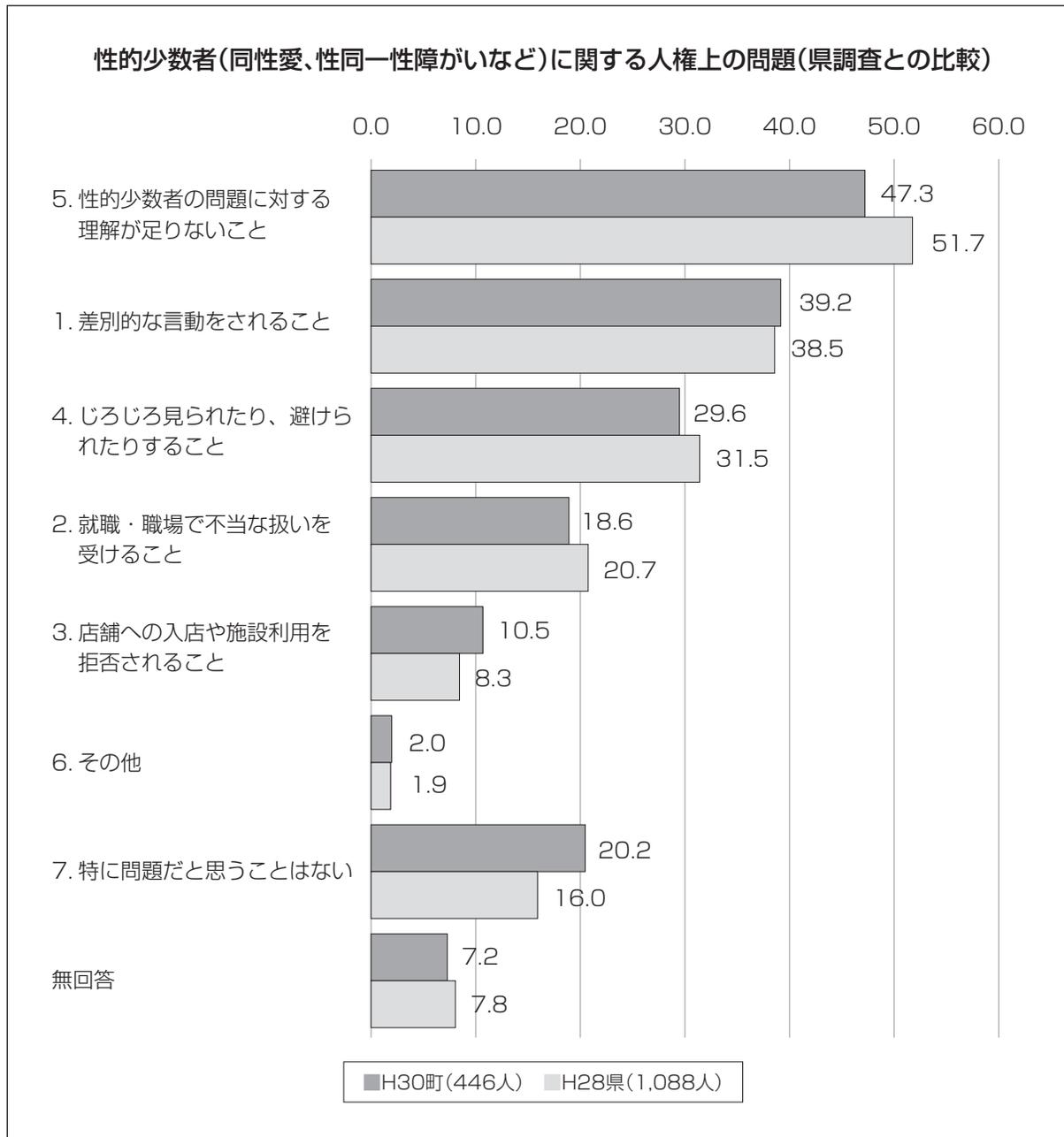
### **①住民に対する取組**

地域社会や職場において、LGBT 等の人々が直面する課題を認識し、性に対する多様なあり方への理解を深めるために、民間団体とも連携して、各種講演会や研修会の開催、啓発資料の配布等を通じて、広く住民への啓発や相談対応の充実を図っていきます。

### **②学校における取組**

LGBT 等について教職員が正しく理解し、適切に対応できるよう促します。また、児童生徒の LGBT 等についての理解につながるよう、多様性を認め、固定的な考え方や偏見にとらわれない態度や他者を思いやる気持ちを育てる人権教育を推進し、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整え、組織的な支援に取り組みます。

■性的少数者（同性愛、性同一性障がいなど）の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。（○はいくつでも）



「H30 飯南町人権問題意識調査」

## 11. インターネットによる人権侵害

### (1) 現状と課題

インターネットの普及により、多くの人々が豊かな社会生活を享受することができるようになりました。一方、発信者の匿名性を悪用した深刻な人権侵害が全国的に増加傾向にあります。

2002（平成14）年にインターネットのホームページや掲示板などで権利の侵害があった場合におけるプロバイダ等の損害賠償の制限及び発信者情報の開示を請求する権利を定めた「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「プロバイダ責任制限法」という。）」が施行され、被害者がプロバイダに対し、匿名で書き込みを行った者の氏名・住所等の情報開示等を求めることができるようになりました。また、これに関連して「プロバイダ責任制限法」ガイドライン等検討委員会により「名誉毀損・プロバイダ責任制限法ガイドライン」が策定され、2004（平成16）年10月に一部改定が行われました。これにより、重大な人権侵害で被害者自身が被害回復を図ることが困難な場合に、法務省人権擁護局や全国の法務局がプロバイダ等に削除の依頼をすることができるようになりました。

しかしながら、依然としてインターネット上では、個人の名誉を侵害したり、差別を助長する表現等、人権に関わる様々な問題が発生したりしており、効果的かつ総合的な対策が求められています。

町が実施した「住民意識調査」によれば、インターネットによる人権侵害が起こっている原因として、「学校での子どもに対する情報モラル教育や保護者への啓発が不十分だから」と答えた人が37.7%、「インターネット利用者やプロバイダ等に対して個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための啓発が不十分だから」と答えた人が36.8%、「人権侵害につながる様々な情報に対する監視体制が不十分だから」と答えた人が36.8%となりました。

### (2) 施策の基本的方向

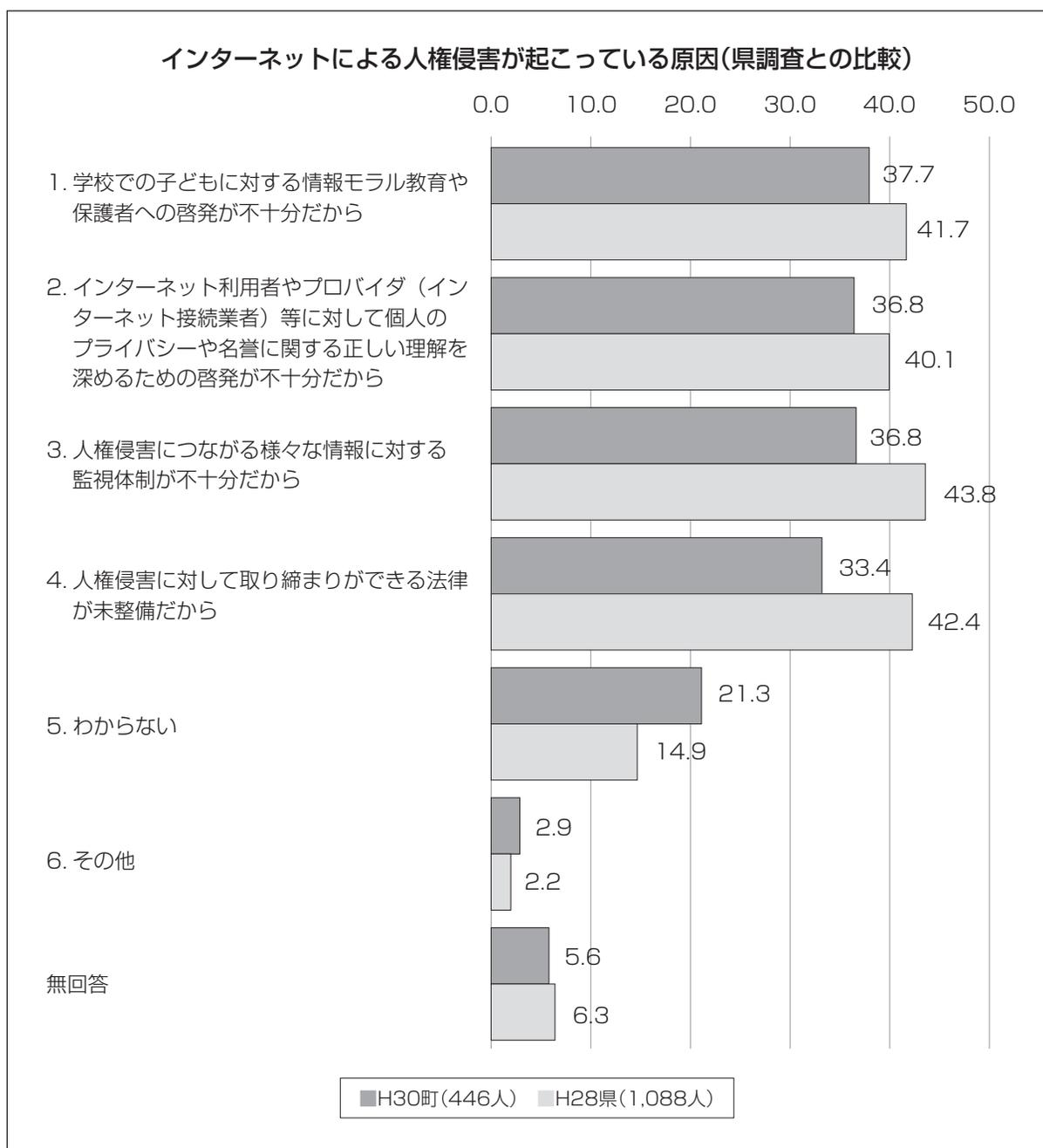
町においては、一人一人が人権意識を高め、自らの発信に責任を持つ、人を不快にさせるような言動をしない、情報を鵜呑みにせず正しい情報を自ら選択する、といったインターネットのモラルを守ることにより、人権侵害を防ぐ取組を推進します。

また、個人のプライバシー（個人情報）や名誉に関する正しい理解を深めるための啓発活動を推進します。学校においては、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて、児童生徒が理解するための教育の充実を図ります。

#### ① 子どもたちをインターネットの人権被害から守るための取組

各学校で情報モラル教育の充実を図るとともに、PTA 研修会等で保護者への啓発にも取り組みます。また、飯南町人権・同和教育推進協議会の研修会、講演会、公民館の事業等でもインターネットと人権をテーマにした研修会を実施し、住民の情報モラル意識の向上を目指します。

■インターネットによる人権侵害が起こっている原因は何だと思いますか。(〇はいくつでも)



「H30 飯南町人権問題意識調査」

## 12. 様々な人権課題

### 1) プライバシーの保護

#### (1) 現状と課題

プライバシーの保護は、個人の私的な生活を他人の干渉から守り、日常生活を平穏に過ごすために必要不可欠です。個人情報の流出や漏洩は個人の尊厳と基本的人権に関わる重要な問題です。

個人の権利利益を保護するために、国においては、2005（平成17）年に「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）」及び「行政機関の保有する個人情報保護に関する法律」を全面施行し、官民を通じて、個人情報保護制度を整備してきました。

しかし、近年情報化の進展により USB メモリーなどデータ記憶媒体の紛失だけでなく、コンピュータウイルスや不正アクセスによる個人情報の流出、インターネット上への個人情報の掲載など個人のプライバシーが侵害される事象が発生しています。

また、2013（平成25）年には「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」が制定され、国民一人一人に個別のナンバーが振り分けられるなど、個人情報の取扱いに一層の厳格化が求められるようになりました。

#### (2) 施策の基本的方向

個人情報保護法等の法令に基づき、個人情報が適切に取り扱われるよう、個人情報保護の重要性、情報の収集・発信における責任やモラルに関する啓発を推進します。

## 2) 迷信

#### (1) 現状と課題

古くからの「ならわし」や「しきたり」の中には、合理的な理由や科学的根拠のないものが少なくないのにも関わらず、思い込みや先入観から、差別や人権侵害が行われるものがあります。

根拠のない迷信に同調し、偏見や差別を助長することがないよう啓発を実施することが必要です。

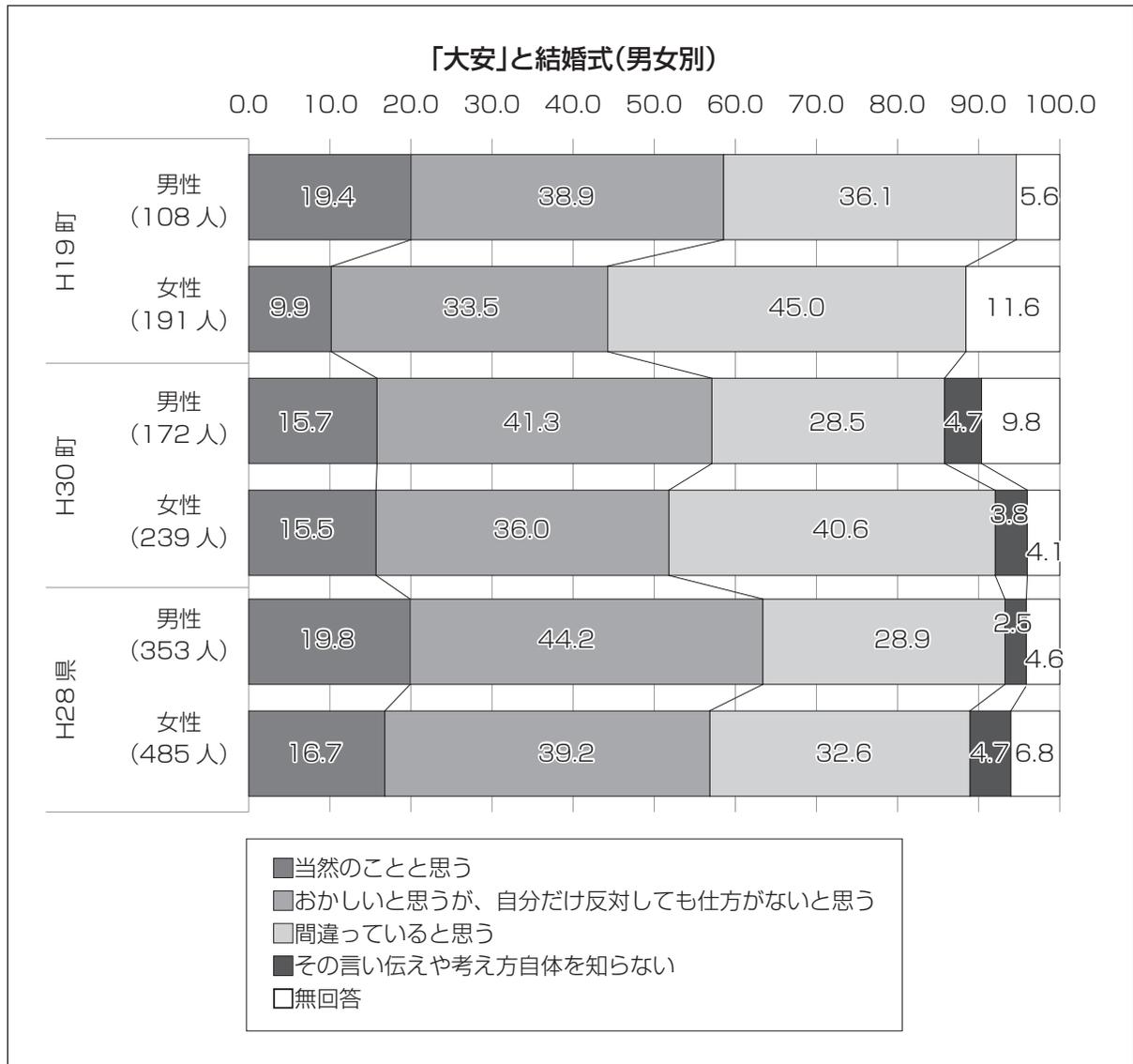
#### (2) 施策の基本的方向

研修等様々な機会を通じて、迷信と偏見・差別について啓発を行います。

## 風習・慣習に対する意識

■日本には古くからの言い伝えや考え方がありますが、あなたはごどう思いますか。  
「大安」と結婚式について…結婚式は「大安」の日でないといよくない（○は1つ）

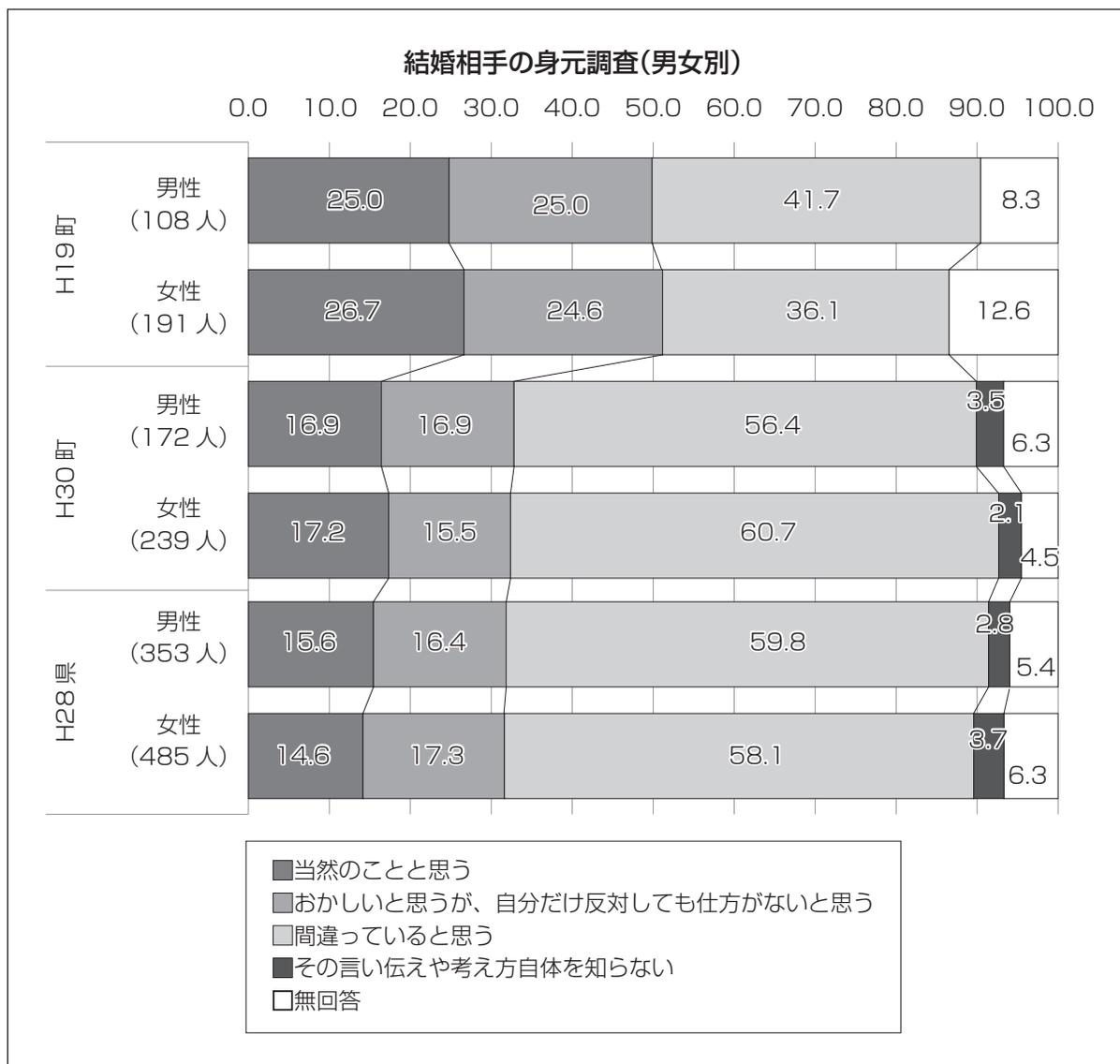
|                                | H19 町        |              | H30 町        |              | H28 県        |              |
|--------------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
|                                | 男性<br>(108人) | 女性<br>(191人) | 男性<br>(172人) | 女性<br>(239人) | 男性<br>(353人) | 女性<br>(485人) |
| 当然のことと思う                       | 19.4%        | 9.9%         | 15.7%        | 15.5%        | 19.8%        | 16.7%        |
| おかしいと思うが、自分だけ<br>反対しても仕方がないと思う | 38.9%        | 33.5%        | 41.3%        | 36.0%        | 44.2%        | 39.2%        |
| 間違っていると思う                      | 36.1%        | 45.0%        | 28.5%        | 40.6%        | 28.9%        | 32.6%        |
| その言い伝えや考え方自体を<br>知らない          | —            | —            | 4.7%         | 3.8%         | 2.5%         | 4.7%         |
| 無回答                            | 5.6%         | 11.6%        | 9.8%         | 4.1%         | 4.6%         | 6.8%         |



「H30 飯南町人権問題意識調査」

■「結婚相手の身元調査」について…結婚相手を決めるときに、相手方の身元調査をする。  
(○は1つ)

|                                | H19 町        |              | H30 町        |              | H28 県        |              |
|--------------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
|                                | 男性<br>(108人) | 女性<br>(191人) | 男性<br>(172人) | 女性<br>(239人) | 男性<br>(353人) | 女性<br>(485人) |
| 当然のことと思う                       | 25.0%        | 26.7%        | 16.9%        | 17.2%        | 15.6%        | 14.6%        |
| おかしいと思うが、自分だけ<br>反対しても仕方がないと思う | 25.0%        | 24.6%        | 16.9%        | 15.5%        | 16.4%        | 17.3%        |
| 間違っていると思う                      | 41.7%        | 36.1%        | 56.4%        | 60.7%        | 59.8%        | 58.1%        |
| その言い伝えや考え方自体を<br>知らない          | —            | —            | 3.5%         | 2.1%         | 2.8%         | 3.7%         |
| 無回答                            | 8.3%         | 12.6%        | 6.3%         | 4.5%         | 5.4%         | 6.3%         |



「H30 飯南町人権問題意識調査」

### 3) アイヌの人々

#### (1) 現状と課題

アイヌの人々は、北海道を中心に狩猟や漁猟を中心とする営みの中で、独自の言語であるアイヌ語や、自然との共生を基本とした信仰や風俗習慣など固有の文化を営んできた先住民族です。

しかし、過去の同化政策などにより民俗独自の文化が失われてきました。こうしたアイヌの人々の歴史や文化への無関心や誤った認識から、結婚や就職をはじめとして、偏見や差別が依然として存在しています。

1997（平成9）年、アイヌの人々の民俗としての誇りが尊重される社会の実現を図るとともに、我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的として、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統に関する知識の普及及び啓発に関する法律（アイヌ文化振興法）」が制定されました。また、2008（平成20）年には、アイヌ民族を先住民族と認め、地位向上などの総合的な施策に取り組むことを求めるため、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会で採択されました。

その後、国はアイヌ政策をさらに推進するため、2019（令和元）年に、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」を制定し、アイヌ文化振興法は廃止されました。

#### (2) 施策の基本的方向

この法律の趣旨に沿って、アイヌの人々への理解と認識が深まるよう啓発に努めます。

### 4) 災害と人権

#### (1) 現状と課題

2011（平成23）年3月に発生した東日本大震災では、避難所においてプライバシーが守られていないことのほかに、高齢者・障がいのある人・子ども・女性・外国人等の災害時に迅速、的確な行動がとりにくく被害を受けやすい被災者（以下「災害時要配慮者」という。）について十分な配慮がされていないことが問題となりました。

また、福島第一原子力発電所事故により、避難を余儀なくされた人々に対して、根拠のない風評や思い込みによる偏見、心ない嫌がらせなどが社会問題化しました。

県では、2017（平成29）年10月策定の「島根県地域防災計画」において、災害時要配慮者に対する避難時の情報発信体制、避難所等における相談体制の整備などに努めています。

#### (2) 施策の基本的方向

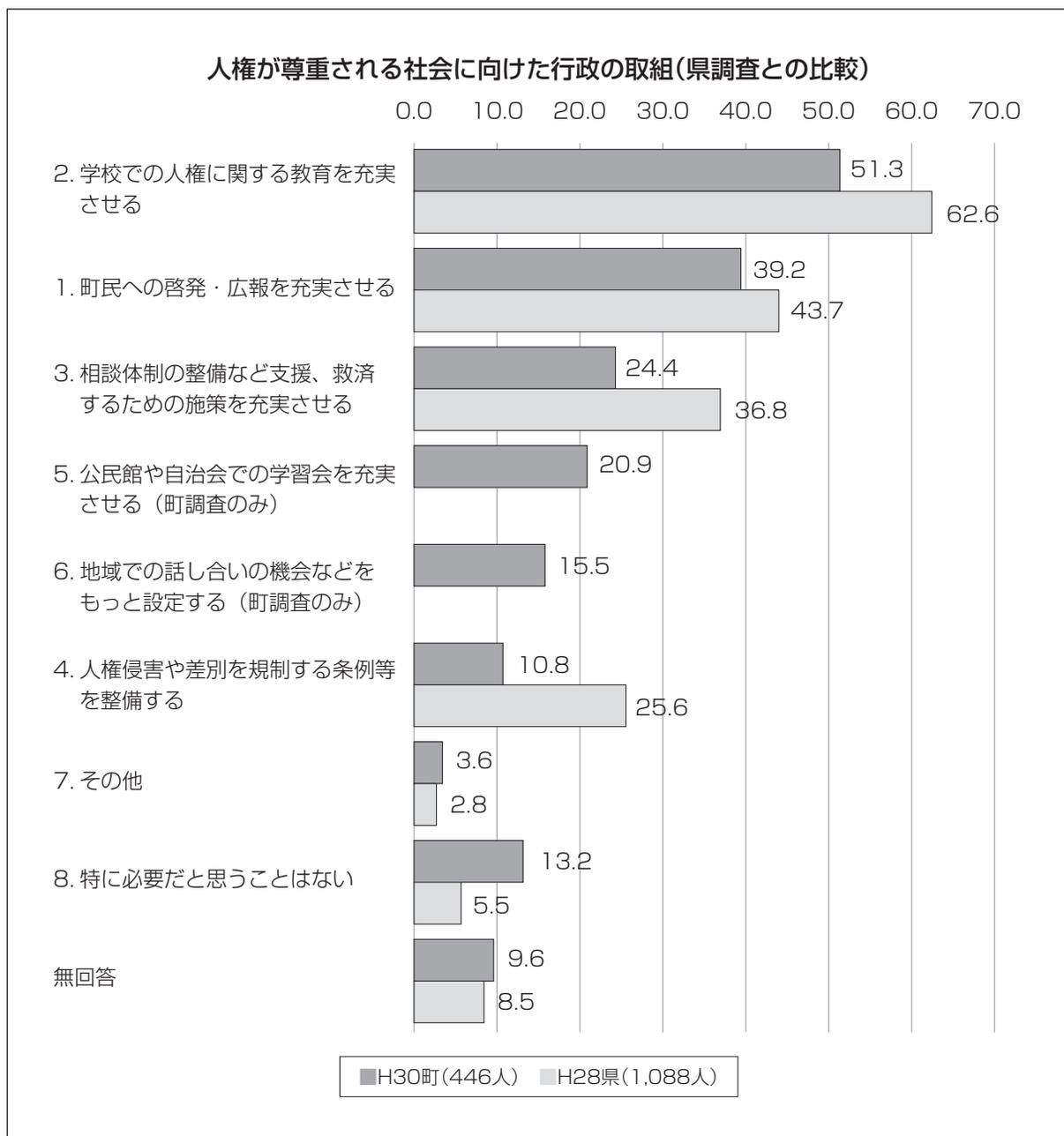
被災者の視点に立った施策を推進し、災害時にもすべての被災者の人権が尊重される環境づくりに努めます。特に、災害時要配慮者については、県・関係機関・団体等との協力体制を構築し、避難等が円滑に行えるように支援します。

さらに、社会福祉施設・病院等における施設入所者の生活維持に必要な医薬品等の備蓄、避難誘導体制等の確立などを推進します。

## 5) その他の人権課題

その他この「基本方針」に掲げていない様々な人権課題（北朝鮮当局によって拉致された被害者等、ホームレスの人権、人身取引（トラフィッキング）事件の適切な対応、日本に帰国した中国残留邦人とその家族）や、今後新たに対応すべき人権課題などに対して、あらゆる機会を通じて人権意識の高揚を図り、偏見や差別をなくしていくための施策の推進に努めます。

■人権が尊重される社会を実現するために、行政の施策として、特にどのような取組が必要だと思いますか。（○はいくつでも）



[H30 飯南町人権問題意識調査]

## Ⅲ. 施策の推進

### 1. 推進体制とフォローアップ

この「基本方針」の推進にあたっては、人権に関する全庁的な推進体制を構築し、国、県、関係団体との一層の連携・協力のもと、総合的かつ効果的な人権教育・啓発及び人権に係る施策を推進します。

### 2. 国や県との連携・協力

「基本方針」に基づく、人権教育・啓発の効果的な推進を図るために、国や県との緊密な連携と協力のもとに取り組みます。

### 3. 民間との協働の推進

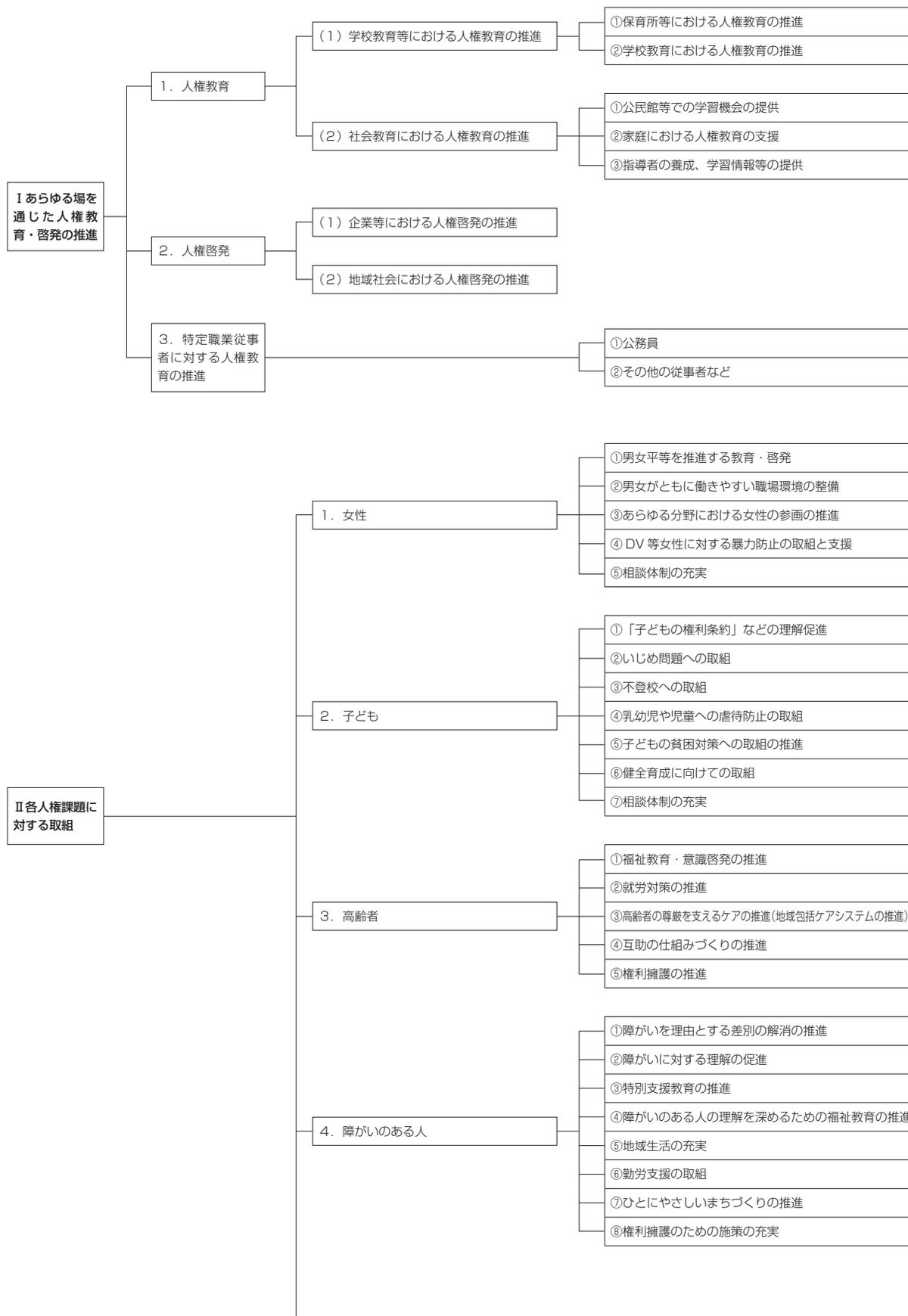
人権問題の解決を目指す多くの民間団体や企業・ボランティア団体・自主的な学習グループなどに対して情報の提供を行うとともに、その活動を支援し、協働しながら効果的な推進に努めます。

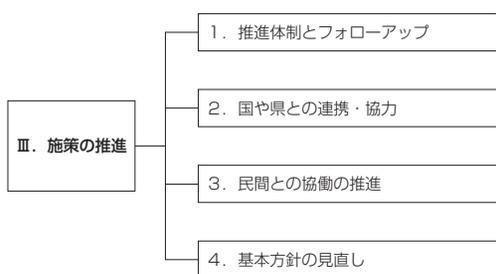
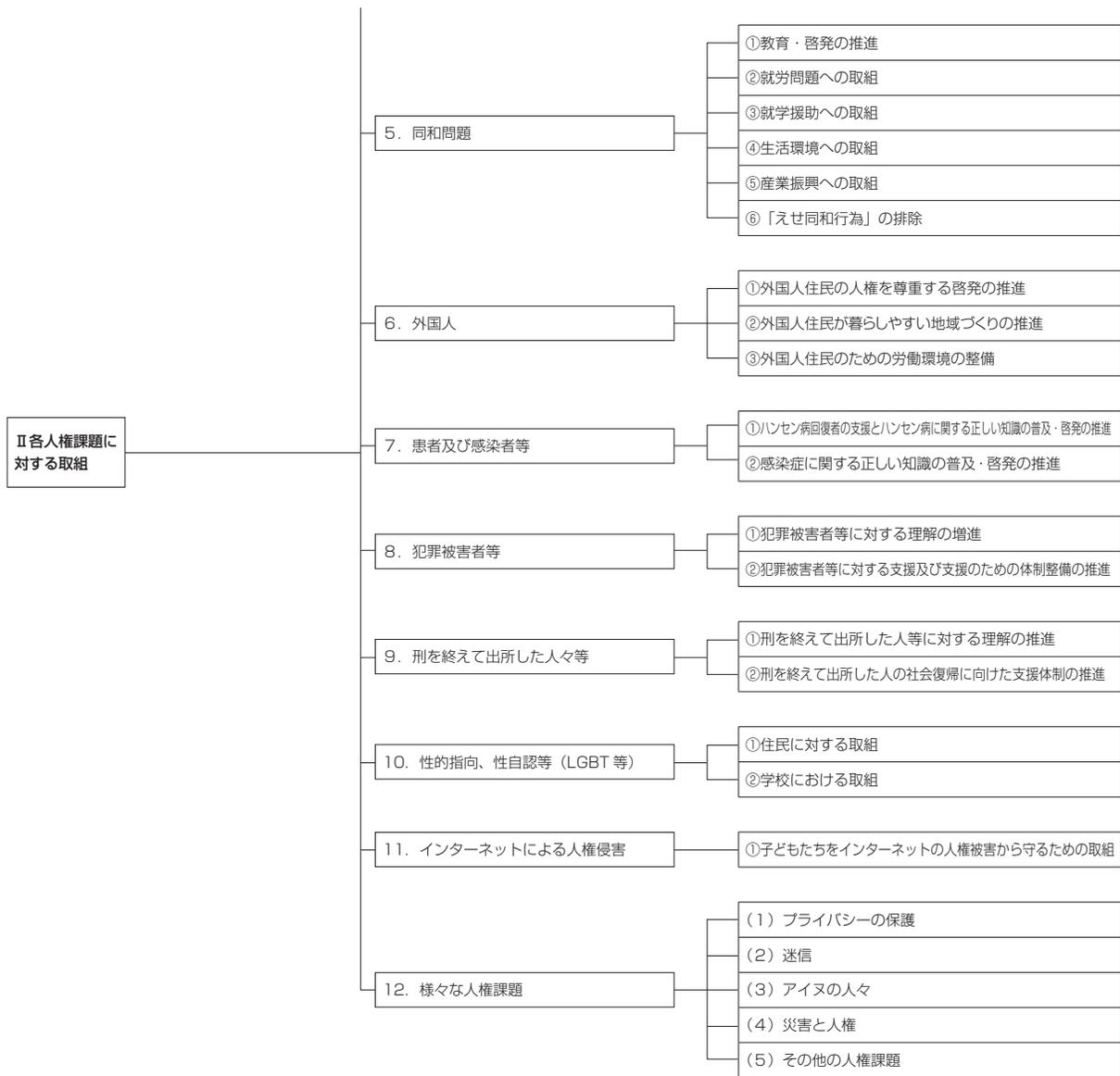
### 4. 基本方針の見直し

人権問題を取り巻く国際的な動向や我が国の状況、また、社会情勢の変化等に的確に対応するために、必要に応じて見直しを行います。

# 飯南町人権施策推進基本方針の施策体系

## 第2章 各論







# 人権関係年表

| 国際連合等  | 国  | 県   |
|--|--|---|
|  | 1946 (昭和 21) 「日本国憲法」 交付<br>1947 (昭和 22) 「日本国憲法」 施行<br>「教育基本法」 制定<br>「児童福祉法」 制定   |   |
| 1948 (昭和 23) 「世界人権宣言」 採択<br>1965 (昭和 40) 「人種差別撤廃条約」 採択                       | 1965 (昭和 40)<br>「同和対策審議会答申」  |   |
| 1966 (昭和 41) 「国際人権規約」 採択<br>1967 (昭和 42) 「女子差別撤廃宣言」<br>1968 (昭和 43) 国際人権年    | 1969 (昭和 44)<br>「同和対策事業特別措置法」 施行   |   |
| 1975 (昭和 50) 国際婦人年<br>1976 (昭和 51)<br>「国際婦人の 10 年」 (～ 1985)                  | 1979 (昭和 54)<br>「国際人権規約」 批准  |   |
| 1979 (昭和 54) 「女子差別撤廃条約」 採択<br>国際児童年  | 1981 (昭和 56)<br>「難民の地位に関する条約・議定書」<br>への加入  |   |
| 1981 (昭和 56) 国際障害者年  | 1986 (昭和 61)<br>「男女雇用機会均等法」 施行   |   |
| 1982 (昭和 57)<br>「高齢化に関する国際行動計画」 採用<br>1983 (昭和 58)<br>「国際障害者の 10 年」 (～ 1992) | 1990 (平成 2)<br>「出入国管理及び難民認定法」 改正   |   |
| 1989 (平成元)<br>「児童の権利に関する条約」 採択   | 1994 (平成 6)<br>「児童の権利に関する条約」 批准  | 1994 (平成 6)<br>「島根県同和対策推進計画」 策定   |
| 1991 (平成 3)<br>「高齢者のための国連原則」 採択  | 1995 (平成 7)<br>「育児・介護休業法」 制定   | 1995 (平成 7)<br>「しまね女性プラン 21」 策定<br>「島根県農山漁村女性ビジョン」 策定   |
| 1995 (平成 7)<br>「人権教育のための国連 10 年」<br>(～ 2004)                                 | 1996 (平成 8)<br>「男女共同参画 2000 年プラン」 策定<br>「らい予防法の廃止に関する法律」<br>制定・施行<br>1997 (平成 9)<br>「人権擁護施策推進法」 施行<br>「アイヌ文化振興法」 制定<br>「人権教育に関する国連 10 年」<br>に関する国内行動計画」 策定   | 1996 (平成 8)<br>「島根県児童育成計画 (しまねエン<br>ゼルプラン)」 策定  |
| 1999 (平成 11) 国際高齢者年  | 1999 (平成 11)<br>「男女共同参画社会基本法」 制定<br>「人権擁護推進審議会答申 (人権教育・<br>啓発のあり方)」<br>「児童買春、児童ポルノ禁止法」 制定<br>2000 (平成 12)<br>「人権教育及び人権啓発の推進に<br>関する法律」 施行<br>「児童虐待防止法」 制定<br>2002 (平成 14)<br>「プロバイダ責任制限法」 施行<br>「地域改善対策特定事業に係る国の<br>財政上の特別措置に関する法律」 失効 | 1998 (平成 10)<br>「島根県ひとにやさしいまちづくり<br>条例」 制定<br>「島根県人権施策推進会議」 設置<br>1999 (平成 11)<br>「人権問題に関する県民意識調査」<br>「島根県人権施策推進協議会」 設置<br>2000 (平成 12)<br>「島根県人権施策推進基本方針」 策定<br>「島根県児童育成計画 (しまねエン<br>ゼルプラン)」 改定<br>2001 (平成 13)<br>「島根県男女共同参画計画 (しまね<br>パートナープラン 21)」 策定<br>2002 (平成 14)<br>「島根県男女共同参画推進条例」 制定<br>2003 (平成 15)<br>「島根県人権啓発推進センター」 設置<br>「島根はつらつプラン」 策定 |

| 国際連合等   | 国   | 県   |
|---|---|---|
| <p>2005 (平成 17)<br/>「人権教育のための世界計画<br/>第1フェーズ行動計画」<br/>(2005～2009)</p> <p>2006 (平成 18)<br/>「障害者権利条約」採択</p> <p>2010 (平成 22)<br/>「人権教育のための世界計画<br/>第2フェーズ行動計画」<br/>(2010～2014)</p> <p>2015 (平成 27)<br/>「人権教育のための世界計画<br/>第3フェーズ行動計画」<br/>(2015～2019)</p> | <p>2004 (平成 16)<br/>「性同一性障害特例法」施行<br/>「犯罪被害者等基本法」制定</p> <p>2005 (平成 17)<br/>「個人情報の保護に関する法律」施行<br/>「行政機関の保有する個人情報の保護<br/>に関する法律」施行<br/>「犯罪被害者等基本計画」策定<br/>「高齢者虐待防止法」制定</p> <p>2006 (平成 18)<br/>「人権教育の指導方法等の在り方につ<br/>いて」第二次とりまとめ<br/>「高齢者虐待防止法」施行<br/>「教育基本法」改正</p> <p>2008 (平成 20)<br/>「犯罪に強い社会の実現のための<br/>行動計画2008」策定<br/>「性同一性障害特例法」改正<br/>「アイヌ民族を先住民族とすることを<br/>求める決議」衆参両院採択</p> <p>2009 (平成 21)<br/>「ハンセン病問題の解決の促進に<br/>関する法律」施行</p> <p>2011 (平成 23)<br/>「障害者虐待防止法」制定<br/>「障害者基本法」改正</p> <p>2012 (平成 24)<br/>「障害者総合支援法」制定</p> <p>2013 (平成 25)<br/>「子どもの貧困対策法」制定<br/>「障害者差別解消法」制定<br/>「いじめ防止対策推進法」制定<br/>「障害者雇用促進法」改正<br/>「マイナンバー法」制定</p> <p>2014 (平成 26)<br/>「障害者権利条約」批准</p> <p>2016 (平成 28)<br/>「部落差別解消推進法」制定<br/>「ヘイトスピーチ解消法」制定<br/>「再犯の防止等の推進に関する<br/>法律」制定</p> <p>2019 (令和元)<br/>「アイヌの人々の誇りが尊重される<br/>社会を実現するための施策の推進<br/>に関する法律」制定</p> | <p>2005 (平成 17)<br/>「島根県DV対策基本計画」策定</p> <p>2006 (平成 18)<br/>「島根県西部人権啓発推進センター」<br/>設置<br/>「島根県犯罪のない安全で安心なまち<br/>づくり条例」制定<br/>「島根県犯罪のない安全で安心なまち<br/>づくり基本計画」策定</p> <p>2009 (平成 21)<br/>「犯罪に強い社会の実現のための<br/>島根行動計画」策定</p> <p>2013 (平成 25)<br/>「島根県障がい者基本計画」策定</p> <p>2014 (平成 26)<br/>「島根県いじめ防止基本方針」策定</p> <p>2015 (平成 27)<br/>「島根県子どものセーフティネット推進<br/>計画」策定</p> <p>2017 (平成 29)<br/>「島根県地域防災計画」策定</p> <p>2018 (平成 30)<br/>「島根県いじめ防止基本方針」改定<br/>「島根県障がい者基本計画」改定</p> |

# 世界人権宣言

1948年12月10日  
第3回国際連合総会において採択

## 前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的権利、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

## 第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

## 第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

## 第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

## 第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

## 第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

## 第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

## 第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

## 第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

## 第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

#### 第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

#### 第11条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

#### 第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

#### 第13条

1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

#### 第14条

1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

#### 第15条

1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

#### 第16条

1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

#### 第17条

1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

#### 第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

#### 第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

#### 第20条

1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

#### 第21条

1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

## 第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

## 第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべての人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

## 第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

## 第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

## 第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

## 第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

## 第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

## 第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

## 第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

# 日本国憲法(抄)

昭和21年11月3日公付

昭和22年5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

## 第3章 国民の権利及び義務

### 第11条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

### 第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

### 第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

### 第14条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

### 第19条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

### 第20条

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

#### 第 21 条

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

#### 第 22 条

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

#### 第 23 条

学問の自由は、これを保障する。

#### 第 24 条

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

#### 第 25 条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

#### 第 26 条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

#### 第 27 条

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

### 第 10 章 最高法規

#### 第 97 条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

#### 第 99 条

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

# 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年法律第147号)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

## 飯南町人権施策推進基本方針 策定委員

|      | 氏 名     | 選出組織・役職等                                |
|------|---------|---|
| 委員長  | 塚 原 隆 昭 | 副町長（R2.11.24 まで）<br>（飯南町人権・同和教育推進協議会会長） |
| 副委員長 | 伊 藤 志津江 | 人権擁護委員                                  |
| 委 員  | 矢 飼 齊   | 飯南町教育委員会 教育長                            |
| 委 員  | 烏 田 勝 信 | 教育委員                                    |
| 委 員  | 高 橋 浩 文 | 社会教育委員                                  |
| 委 員  | 松 原 操   | 民生児童委員（会長）                              |
| 委 員  | 石 川 隆   | 頓原公民館長                                  |
| 委 員  | 佐 藤 孝 志 | 来島小学校長（飯南町校長会長）                         |
| 委 員  | 小 野 彰   | 飯南町社会福祉協議会 事務局長                         |
| 委 員  | 星 野 正 雄 | 飯南町商工会 事務局長                             |
| 委 員  | 大 谷 哲 也 | 飯南町役場 総務課長                              |
| 委 員  | 藤 原 清 伸 | 飯南町役場 住民課長                              |
| 委 員  | 小 玉 千 恵 | 飯南町役場 保健福祉課長                            |
| 委 員  | 安 部 農   | 飯南町役場 福祉事務所長                            |



